

令和6年塩尻市議会3月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和6年3月11日（月） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第23号 令和6年度塩尻市一般会計予算

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前10時00分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから市議会3月定例会予算決算常任委員会を再開いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数を超過しておりますので、直ちに会議を開きます。

この際に申し上げます。本日3月11日は東日本大震災発生13年ということです。3月11日に弔意を表明することが閣議了解をされておまして、政府の措置と同様の方法により哀悼の意を表するよう協力依頼もあります。ということで、震災の発生時刻であります午後2時46分に黙禱をささげるということで、これは市役所内全部がそうだということで、館内放送が流れることになっているそうです。館内放送が流れました際は、審査

を一時中断し黙禱をささげたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、本日の審査日程について副委員長から御説明を申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日の審査は、議案第 23 号令和 6 年度塩尻市一般会計予算のうち歳出の 3 款民生費から 7 款商工費までの審査を行います。なお、1 時間に 1 回程度の休憩を入れて審査を行いますので御了承ください。以上です。

○委員長 先日の答弁漏れが一部あったということでもあります。申出がありますので、よろしいですか。

○税務課長 8 日に中村委員から御質問いただきました所得税の減税時期等について御回答申し上げます。所得税の減税時期につきましては、まず大きく分けて、給与所得の方と事業所得の方とそれぞれ分かれるのですけれども、まず給与所得の方は、6 月以降の毎月の給与から差し引かれる源泉徴収税額が減税されます。したがって、減税後の金額で、年末に年末調整なり確定申告なりを受けていただくことになります。

また、自営業などを営んでいらっしゃる事業所得の方につきましては、年明けの確定申告の際に減税を受けることになりますので、確定申告時に減税を受けるという形になります。基本的にはそのような形になるのですけれども、様式であるとか細かいことについては、今後、国税庁等から提示されますので、詳細については、その都度情報収集に努め、来年度の確定申告に備えてまいりたいと思います。私からは以上です。

○委員長 御了解をお願いいたします。

ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用してください。なお、お配りしてあります進行予定表のとおり、区切って審査を行うことといたします。簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質疑及び答弁に御協力をお願いいたします。また、説明者の入退出は適時、自由に行っていただくということをお願いいたします。

なお、委員からの事前通告に基づく地域生活支援事業及び子ども課から申出がありました補足説明資料がお手元に配付してあると思います。これよろしいですか。2 枚配付されておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

それでは、審査に入りますが、説明に当たりましては、事務諸経費などの形式的な事業については説明を省略ということで、先日と同じであります。簡潔な説明をお願いいたします。また、歳出の説明の際は、当該事業に関連する歳入も併せて説明をお願いいたします。なお、歳出に関連する歳入の説明及び質疑は歳出に併せて行うということで、歳入全般での説明及び質疑は一般財源のみとなります。これもあらかじめ御了解をお願いいたします。

議案第 23 号 令和 6 年度塩尻市一般会計予算

○委員長 初めに、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費から 2 目障害者福祉費までの説明を求めます。

○福祉課長 それでは、予算書 140、141 ページ、予算説明資料は 13 ページからとなります。それでは、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、上から 4 つ目の白丸、地域福祉推進事業 5,592 万円、上から 7 つ目の黒ポツ以下の地域福祉協働推進補助金、ボランティアセンター事業補助金、地域支え合いネットワーク事業補助金につきましては、地域福祉全般の事業について市社会福祉協議会に補助するものになります。

一番下の白丸、民生委員等活動推進費 3,222 万 4,000 円ですが、民生児童委員 160 名分の報酬や活動費等の交付金になります。なお、民生児童委員の報酬につきましては年額になりますが、委員長、市の民生児童委員協議

会長が10万4,000円から12万6,000円に、副委員長、各地区の地区長になりますが、8万5,000円から11万4,000円に、各民生委員が8万円から10万8,000円にそれぞれ増額いたします。

予算書142、143ページ、上から2つ目の白丸から3つの白丸、ふれあいセンター洗馬、広丘、東部の運営費になります。市内3圏域に設置したふれあいセンターにおける運営費で、指定管理者はいずれも市社会福祉協議会となっております。内容は指定管理料などとなっております。

一番下の白丸、ふれあいセンター施設整備維持費2,377万5,000円、予算書144、145ページ、最初の黒ボツ、工事請負費ですが、ふれあいセンター東部のボイラー更新による工事費になります。

次の白丸、生活困窮者自立支援事業1,594万1,000円ですが、経済的に困窮している方を対象に、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施し、困窮者の課題を整理し問題解決に向けた支援を行うものです。1つ目の黒ボツ、自立相談支援事業委託料は、生活就労支援センターまいさぼ塩尻における生活の自立に向けた相談支援や家計改善支援の実施を市社会福祉協議会へ委託するものです。なお、財源は国4分の3以内になります。

次の白丸、全世代対応型支援体制整備事業803万5,000円ですが、令和6年度から始まる第四次塩尻市地域福祉計画の基本理念である地域共生社会の実現を目指して、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、誰一人取り残さない全世代型の支援体制を整備いたします。そのために、市社会福祉協議会に委託して地域福祉推進員を、また、複雑化、複合化した課題等を総合調整する総合相談マネージャーを市に配置及び市社会福祉協議会に委託するものになります。なお、この事業の財源は国4分の3等になります。

続きまして、2目障害者福祉費の白丸、障害者福祉事務諸経費1,237万6,000円ですが、障害者手帳の取得や障害福祉サービス等の支給決定に関する事務処理に必要な経費です。

146、147ページ、最初の白丸、障害者生活支援事業2,005万8,000円ですが、在宅の障がい児、者の安定した日常生活を支援する事業であります。上から7番目の黒ボツ、強度行動障害児・者住宅改良促進事業補助金は、居宅において破壊行動等を行ってしまう障がい児・者に対し住宅改良費の補助を行うものです。次の黒ボツ、障害福祉人材育成支援事業補助金は、地域に不足している障害福祉人材を確保するため、必要な職場環境において従業員等が受講する研修受講料を補助するものです。次の黒ボツ、障害者施設整備等補助金は、本市に不足している障害福祉通所施設の整備や既存の通所施設等の機能強化に必要な改修を行うため、障害者施設整備等補助金を交付し、施設整備を促進し、障がいのある方が地域で暮らすための選択を増やすものです。次の黒ボツ、合理的配慮物品等購入支援事業補助金は、事業所などにおける社会的障壁の除去を促進するため、合理的配慮物品等の購入、作成費を補助するものです。

次の白丸、障害者福祉サービス事業15億3,153万4,000円ですが、上から5つ目の黒ボツ、障害福祉サービス給付費は、障がい者等の生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、個々に応じたサービスを提供する事業です。サービス内容は、訪問系、日中活動系、居住系のサービスや、計画相談を行う4つの支援区分となっております。特に訪問系サービスの重度訪問介護、日中活動系サービスの就労継続支援B型、居住系サービスの共同生活援助の利用が年々増加しております。なお、財源は国2分の1、県4分の1以内になります。

次の白丸、障害児入所給付事業2億5,214万4,000円ですが、2つ目の黒ボツ、障害児施設給付費は、障がい児の生活を支援するため、児童福祉法に基づき提供するサービスの給付費です。そのサービスのうち、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用される方が、こちらについても年々増加しております。なお、財源は国2分の1、県4分の1以内になります。

一番下の白丸、地域生活支援事業 9,900 万 5,000 円ですが、障害者総合支援法に位置づけられた市町村事業で、市町村の創意工夫により、相談支援や地域活動支援など、柔軟なサービス提供を行うものです。148、149 ページ、予算説明資料は 15 ページを御覧ください。上から 12 番目の黒ボツ、障害者相談支援事業等委託料は、塩尻市、山形村、朝日村地域での基幹総合支援センターボイスや障がい者の総合相談支援センターの運営及び地域生活支援拠点整備を実施していく負担金です。なお、財源は国 2 分の 1、県 4 分の 1 以内になります。

また、新たに障がい者基幹総合相談支援センターの基幹強化を兼ねた障害者就業生活支援コネクターを配置することで、支援体制の連携強化を図ってまいります。詳細は、事前通告がありましたので、後ほど資料にて御説明させていただきます。

次に下から 7 つ目の黒ボツ、成年後見制度法人後見支援事業補助金は、成年後見支援センターの法人後見受任数や後見人支援回数、相談件数がそれぞれ増加しているため補助するものになります。その下の黒ボツ、自発的活動支援事業補助金は、市内の障がい者やその家族、地域の住民を対象に、当事者同士がお互いの悩みを共有したり、地域住民と一緒に障がいについての研修会などを自発的に行う活動について経費の一部を補助するものです。財源については、国 2 分の 1、県 4 分の 1 以内になります。次に下から 4 つ目の黒ボツ、地域生活支援事業給付費は、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援などのサービス提供に伴う利用料を給付するものです。財源は、国 2 分の 1、県 4 分の 1 以内になります。次の黒ボツ、障害者等日常生活用具給付費は、重度心身障がい者等に対しまして、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ用装具などの日常生活用具を給付するものです。財源については、国 2 分の 1、県 4 分の 1 以内になります。

次の白丸、自立支援医療給付事業 9,594 万 4,000 円ですが、心身の障がいを取り除いたり、程度を軽くしたりするための医療につきまして、医療費の自己負担額を軽減するための給付事業です。財源は、国 2 分の 1、県 4 分の 1 以内になります。

一番下の白丸、障害者援護事業 6,004 万 5,000 円ですが、日常生活に常時介護を必要とする重度心身障がい者等の円滑な在宅生活を支援するため、国及び市の手当等を支給するものです。以上となります。

○**委員長** 樋口委員から申出がありますので、先に樋口委員の質問をいただくと。その後、資料がありますので、説明を担当課からしていただくということをお願いいたします。

○**樋口千代子委員** 社会文教常任委員会で政策提案に向けた研修をしているところですが、この障害者就業・生活支援センターの内容が一部研修している内容でもありますので、資料の提供をお願いしました。御説明をお願いしたいと思います。以上です。

○**福祉課長** 資料をお手元に用意させていただきましたので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。地域生活支援事業、障害者総合支援事業等委託料、障害者就業生活支援コネクター事業の資料ということで表裏、裏は絵になっておりますけれども、表面は文章で書かせていただいております。

事業の目的についてはこちらに書いてあるとおり、障がいへの理解を促進して関係の連携を図ることで、障がいのあるなしに関わらず、誰もが活躍できる地域づくりを目的として事業を行うものになっております。

今回提案させていただいた障害者就業支援センター、コネクター事業につきましては、現在、障がい者の基幹相談支援センターボイスが、福祉課の隣にまいさぼとボイスということでそれぞれあるわけですが、障がい者の総合相談窓口ということで、障がい者基幹相談支援センターボイスというものを 3 人置いております。それぞれ塩尻市、山形村、朝日村から委託料で、それぞれ 3 人の職員を設けて、相談ですとかいろいろなことをや

っているわけですが、なかなか就業に結びつかないという。

この裏の図を見ていただければと思うのですが、この課題のところに、当事者側にニーズがあっても、雇用側に障がい者特性を踏まえた雇用への理解や知識、ノウハウが必要であるということ。それから、雇用側への助言や情報提供、職場への啓蒙など、必要な調整が難しいということで、ここの真ん中に、今度新しい課になっておりますけども、福祉支援課。それから、産業政策が今度改めて商工課になるわけですが、いろいろな商工会議所ですとかハローワークですとか、いろいろな関わりで産業政策、商工課が関わっている部分があるわけです。

障がい者の雇用についてということで、いろいろなところからもちろん福祉課のほうには相談もあるわけですが、なかなか就労、一般就労はもっとハードルの高い部分があるのですが、その前の福祉就労という部分がある部分があるものですから、そういったところにまずこのコネクターという職員を配置することによって、この方がいろいろな機関との窓口になっていただきたいというのが一番の願いということで、このコネクターを配置することで、支援体制の連携強化を図るということになっております。

予算額については、常時ということではなくて、まずは1週間に1回程度の委託ということでこの予算計上を盛っておりますけれども、想定する内容としましては、事業所への訪問、啓蒙活動ですとか、情報提供それから工賃アップに向けて、そういったところの情報提供や業務提携をしていただくということ。あと、障がい者総合就労支援センターボイスなどにあった就労相談等への助言ですとか、いろいろな会議等に出ていただくということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

〇樋口千代子委員 この事業の最も基本は、障害者就業・生活支援センターの設置ということでしょうか。

〇福祉課長 センターの設置ということではなくて、今ある図の真ん中のところの福祉課の下に障がい者基幹総合相談支援センターボイス、相談員3名いますけれども、ここに1名をプラスするというような形で一緒にやる中で、特に障がい者の就労の部分に特化して活動していただくという形になっております。

〇樋口千代子委員 確認なのですが、先ほど週1回勤務で事業所訪問というお話でしたけれども、どのような資格の方がこの業務を担当するか教えてください。

〇福祉課長 今、1 NPO法人なのですが、打診しておりまして、まだ正式に決まっていないものですから、特に資格というものは、その法人の中で特に福祉の関係とかではなく、就労の部分も含めてですから、資格等は今のところはまだ考えておりません。

〇樋口千代子委員 確認です。NPO法人という発言がありましたが、そこの方がここに来るわけでしょうか。

〇福祉課長 まだ詳細が決まってないのでいけないのですが、そこの職員の方に委託すると。委託料を払ってその方に来ていただいて、その方が来ていただくというよりも、その方がいろいろなところに訪問したり、活動していただくという想定をしております。

〇樋口千代子委員 これから始まる事業ですので期待しているのですが、要望なのですが、本当に就労支援、就業支援に力を入れていただきたいと思いますので、週1回でどの程度の効果が出るかということをもたお聞かせ願いたいと思います。この事業がしっかり進んでいくように、よろしくお願いいたします。要望です。

〇委員長 要望だけでよろしいですか。ほかにありますか。

〇中村努委員 この件と多分関連すると思うのですが、147 ページの障害者生活支援事業の中の合理的配慮物品

等購入支援事業補助金とあります。これは、合理的配慮の物品を買う事業者が申請をして、補助を出すという制度でよろしいですか。

○福祉課長 中村委員がおっしゃった事業者のほうで購入をしていただいて、その分を補助するというふうに考えております。

○中村努委員 分かりました。それで、障がい者の方が就労するに当たって、職場環境で合理的配慮が必要だということをお感じになっていると思うのですが、なかなか雇用者に申出がしにくいというような話を伺っています。こういうところが窓口になっていただいて、そこから事業者のほうに働きかけをしていただいて、この補助金を使って整備していくと、こういうような流れがいいのかなと今聞いていて思ったのですが、そんな理解でいいですか。

○福祉課長 なかなか就労の部分というのは難しい部分があるものですから、本人の特性ですとか、そういったものがあるものですから、今回幾つかお話しさせていただいた新規の事業を混ぜながらやっていきたいと考えております。

○中村努委員 どの法律が分かりませんが、障がい者への合理的配慮というのは、事業者の役割としてあると思うのです。それを具体的にどうやっていけばいいかということは、なかなか事業者の皆さんだけでは分からないと思いますので、こういう組織がしっかり中に入って理解が深められて、実際にそういうことが実現していくようにしていただきたいと思います。要望でいいです。

○委員長 要望でいいですか。ほかありますか。

○山崎油美子委員 ボイスはずっと就労支援をしていたわけですよね。就労支援をしていて、なかなか雇用につながらなかった。ボイスは企業とか事業所の訪問を結構していたのか、していなかったのか。今回コネクターが事業所を訪問して、活動を広げていくというか就職先を広げていくというような認識でいいのか。ボイスもやっていたわけですよね。

○福祉課長 ボイスの3人ですが、基本は就労も全然やってないわけではないのですけれども、まずは障がいの相談ですとか、市の福祉課に向けてのサービスの申請をするのにどうしたらいいとか、いろいろ困ったことを相談するのが主なものですから、なかなか就労まで手が回ってなかったということで、いろいろな要望がある中で、今回この事業をやってみようと思ったところです。

○山崎油美子委員 ということは、コネクターが1週間に1回というのはどうかなというのはすごくあるのですが、これからやってみてということなので、この支援を始動してみteということなので、逐次様子を細かいサイクルで見させていただいて、ぜひ就労につなげていく方法を模索しながら、商工会とも連携を取りながら、ぜひお願いしたいと思います。要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。

○山崎油美子委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。樋口委員から、もう1点通告質問がありますので発言を許します。

○樋口千代子委員 147 ページの障害者生活支援事業の障害者施設整備等補助金 200 万円についてお伺いいたします。先ほどもありましたが、総括説明の中で、本市に不足している障害福祉通所施設の整備という御発言がありました。現在、医療的ケア児ですとか、重度心身障がい者の皆さんのお子さんや御家族に、山崎委員が代表しまして関わっていただいているのですが、百瀬委員と私も懇談会やイベント、行事等に参加させていただいてい

ますので、3人で松本市内の、本市に在住している医療的ケア児、重度心身障がい児のお子さんが通所している3か所の施設を視察させていただきました。現在、それと社会福祉協議会のすみれの丘がどのような状況になっているかなということで、すみれの丘も視察させていただきました。

その視察結果から必要と思う、本市にどういう施設、また、本市のみでは無理な広域的な施設とかになるとは思いますが、本市では重度のお子さんが通所できる児童発達支援、放課後等デイサービスがない状況です。また、多くの方から就労継続支援施設BはあるけれどもAが欲しいという要望もあります。

そこで、総括説明にありました施設整備について、現段階でどのような施設を考えて計画しているのかお聞きしたいと思います。

○福祉課長 樋口委員がおっしゃったとおりの部分がありまして、委員の皆様もそうですし、一般の市民の方また事業所等から、塩尻市に就労継続支援A型の事業所ですとか生活介護事業所がないということが課題になっておりまして、今回、障がい者プランも令和6年度からやる中で、いろいろ考える中に障がい者の施設整備、また障がい者の施設改修に伴って予算を盛る中で、少しでもそういった施設を改修ですとか整備する中で新たに提供することができるように補助をしたいということで考えました。

それで今回は、当初予算は改修1件の200万円のみで要求になっているわけなのですが、これから補助金の募集要項というものをつくりまして、これから周知を図っていきたいと思っております。その中で幾つか問合せ等も今まであったものですから、そういったものも含めて募集、審査をかけて、改修の部分をやっていききたいと思いますし、新規でなかなかその施設を立ち上げるというのは時間がかかる部分があるものですから、そういった部分も令和6年度、7年度にかけて、いろいろなことをやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○樋口千代子委員 やってみたいという方の声はお聞きするのですが、その方たちが一番苦慮しているのは職員の確保なのです。特に医療的ケア児のお子さんを預かるには、小児科緊急病棟ですとか、小児科とかオペを経験した看護師の確保が非常に重要だということがありますので、施設整備に併せて職員の確保をどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○福祉課長 今回予算の中で人材育成の部分の補助ですとか、人材難ということで、本当に非常に福祉、介護業界は苦しい部分がありますので、少しでもできるようなことということで、人材育成の補助金等を少しでも活用できて、やっていっていただきたいと考えております。

○樋口千代子委員 最後、要望なのですが、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということと、松本養護学校ですとか、他の施設を利用されている御家族の御要望をしっかりと聞いていただいて、それぞれの施設、建設には優先順位がどうしても出てくると思いますので、どこから優先的に取り組んでいくかということをしかりと考えて、御家族の要望も聞きながら前向きに取り組んでいっていただきたいと思います。要望です。

○福祉課長 おっしゃるとおりで、今いろいろな養護学校もそうですし、いろいろな福祉団体との懇談会を随時福祉課とやっております。そういった中で要望等が出てきておりますので、そういったところをまさにこれから精査をしながらやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。それでは、ほかにありますか。

○山崎油美子委員 なかなかこの施設というのは、松本を見てきたときは、少人数でこじんまりで本当に献身的にやられているなというのをすごく痛感しました。ぜひ塩尻市内でもやってみたいという方が、松本の事業所で

ももう一つ建てたいという方もいらっしゃるして、ぜひそういうところに、先ほどの補助金という周知を、募集していただきまして、それに付随して、放課後デイサービスも塩尻に進出してきている事業所もあるのですが、なかなか利用者がいないというような感じのことも相談を受けたこともあります。その辺も、既に入ってきているのだけれど、利用者が少ないというか、あまりないという事業所もあるということは御存じですか。

○福祉課長 放課後等デイサービスの事業所ともこの前懇談したこともありますし、いろいろなニーズがあるものですから、今市内に6か所、放課後等デイサービスの事業所があるわけですが、そこが多いかどうかということは何とも言えないですが、市外にも幾つもあるものですから、なかなか児童発達の部分、子どもさんこういうサービスを使うというふうが増えておりますので、いろいろなニーズをこれも気にしながらやっていきたいと思っております。

○山崎油美子委員 そういう経験をかなりされている事業者も多いので、その辺も、これからは話合いをしながら取り組んでいただければすごくありがたいと思います。要望です。

○委員長 要望でよろしいですね。ほかにありますか。

○中村努委員 147 ページの黒ボツの3つ目、全国手話言語市区長会負担金に関係してお聞きしたいと思います。金曜日の委員会で、組織再編に絡んで手話言語条例についての所管が福祉課になったという答弁があったのですけれども、担当課はそういう自覚でいらっしゃいますでしょうか。

○福祉課長 昨年度、その前に手話言語条例ができた後、庁内の関係課が集まっていたいて実施方針というものをつくっていくと。要は、塩尻市において行政として、手話言語について、それぞれの担当課がどういったことをやるかということ整理してやる打合せ会議がありまして、その中で、今回については福祉課でやってほしいという部分がありました。本当の希望とすると、いろいろなところで、今も例えば図書館だとか中央公民館で講座等やっていますので、そういったところを福祉課が、いろいろな課がどういうことをやっているかということを確認しておりますので、そういったところから、それぞれ庁内でどういうことをやっているかということを確認して、また今後の施策をやっていききたいと思っております。

○中村努委員 昨年6月の定例会一般質問で私も触れましたし、樋口委員にも触れていただいたのですが、デフリンピックのホストタウンについてですけれども、私たちからホストタウンに手を挙げたらどうかという御提案をさせていただいて、市長から、この手話言語の市区長会からそのお誘いがあつたと。ぜひとも、こういう機会に手話言語を広めていくことが条例制定市としての使命であるので、積極的に考えたいという答弁があるのです。このホストタウンについて、どういう検討をされていくのかお聞かせください。

○福祉課長 デフリンピックについては、福祉課のほうもちろん承知しております。これも福祉課で全部できるかという難しい部分もあるものですから、実施方針に基づいて、全庁にいろいろなところでやっている施策ともありますので、全庁の中で検討していききたいと考えております。

○中村努委員 このデフリンピックのホストタウンの申請というのは期限があつて、令和7年5月が期限です。そんなに時間があるわけではないので、市長中心になるのかなとも思いますけれども、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長 前向きに考えていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 委員長から申し上げます。先ほど通告にあった事項に関して2件、樋口委員から質問と答弁がありましたが、これに関しては項目ごとに先ほど2件、質疑、答弁があつたと理解をしております、そこは一旦済ん

でいると理解していますが、樋口委員、それでよろしいですか。

それでは、もう1件ありますが、これは後ほど、その項に入ったところで申し上げますので、その場面でやっていただくということでよろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

ですから、ほかの委員の皆さん、質問を自由にやっていただいて結構です。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 145 ページですが、全世代対応型支援体制整備事業というのが新しい事業だと思うのですが、説明資料だと、複雑化、複合化しているということで、総合相談マネージャーを置くということのようですね。これは窓口をどこかに設けるのか、社会福祉協議会に委託みたいなことになっていますが、この辺のところを少し説明いただきたいと思います。

○福祉課長 全世代型の支援事業については、地域福祉計画で委員の皆様に御審議をいただいて、無事計画ができつつあるわけですが、その中にも載せる中で、今回、地域福祉推進委員につきましては社会福祉協議会の、今想定しているのはふれあいセンターにCSW、今までコミュニティソーシャルワーカーという方がいたのですが、そこを横出ししまして、市のほうから委託をするということで、今までも相談等はふれあいセンターにもあったわけですが、そこを強化するということ。総合相談マネージャーについては、今度、市のほうでは、地域共生推進課というものが福祉課の隣にできますので、そこに総合相談マネージャーを置きまして、今も窓口はそれぞれ福祉課ですとか、長寿課とかこども課とか、それぞれ窓口はありますが、そこで抱えきれないような問題だとか、そういうものがあつた場合に、この総合相談マネージャーが調整をしまして、全体の相談をうまく調整していくということで、総合相談マネージャーを市と社会福祉協議会でやっております。

○古畑秀夫委員 そうすると、相談は今までどおり、それぞれの3つのふれあいセンターでできるのと、もう一つ、専門的というか、かなり複合化して難しい課題は、先ほど言った福祉課の横へつくるという、そういう理解でよろしいですか。

○福祉課長 そのとおりです。1つの窓口で全部ということは不可能に近いものですから、いろいろなところをまず調整するところを地域共生推進課に。もし市民の方が、窓口が分からないといった場合には、地域共生推進課にこのマネージャーがいますので、そちらに来ていただく。また、ふれあいセンターも今まで以上に強化していくということで、そういった周知も徹底していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○古畑秀夫委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかありますか。

○小澤彰一委員 149 ページの成年後見人について伺います。高齢者についての成年後見人は、私は前に調べたことあるのですが、この障がい者の方についての成年後見人は、後見人になる方の資格だとか、どの程度の数いらっしゃるのか伺いたいと思います。

○福祉課長 詳細については係長からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○障がい者福祉係長 障がいの成年後見につきましては、資格につきましても高齢者と同じです。弁護士であったり、司法書士、社会福祉士などの専門職の方や社会福祉協議会などの法人への委託というような形となっております。障がいの場合は、障がい、知的障がい、精神障がいなどによって判断、そういった後見人が必要な方を対象としておりまして、人数につきましては、現在手元に資料がないのでお答えできませんが、市のこの事業を使っている方というのは現在2名ほどいらっしゃいます。

○委員長 よろしいですか。

○小澤彰一委員 これ3つ項目があって、それを足しますとかなり高額になるのですけれど、2名の方に対してこの予算をつけられたということなのでしょうか。

○福祉課長 成年後見法人と後見支援事業補助金 350 万円につきましては、市の成年後見支援センターというのが社会福祉協議会に委託しておりますので、そういったところも今相談件数が増えているということで、そちらの補助をするということになっておりますので、後見の報酬の補助金とはまた別ということになっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 3点ほどお聞きしたいのですが、147 ページ、障害者生活支援事業の中で下から2つ目のポツ、重度心身障害者の介護慰労金なのですが、昨年に比べると 100 万円くらい当初予算比が落ちているかと思います。人数の減ということだとは思いますが、どのくらい人数が減っているのか。

○福祉課長 すみません。今詳細な数字が出てこないものですから、後ほど説明させていただきます。

○平間正治委員 2点目、その下の丸、障害者福祉サービス事業の下から2番目、障害福祉サービス給付費。これについては去年より 1 億 6,800 万円ぐらい増えていると思うのですが、これも人数ということでしょうか。でしたら、内訳を教えてください。

○福祉課長 すみません。後ほど数字を出させていただきますのでお願いします。

○平間正治委員 では、その下の丸、障がい児の関係で、下のポツ、障害児施設給付費。これも 5,300 万円ほど昨年当初予算より増えていると思うのですが、同様な内容について教えてください。

○福祉課長 放課後等デイサービスですとか、いろいろなものが増えていますので、その数字も一緒に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 では、後ほどでよろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 143 ページになります。ふれあいセンター東部の運営費のところ、説明資料の 13 ページにもあるのですが、金額がここで 200 万円ほど減っているのです。190 万円減額になっていて、それで私が気にしているのは、次の長寿課に質問していいか分からなかったのですけれども、北小野の老人福祉センターが今度の3月で閉鎖するということで、そこの運営のところを、基本的にはこのふれあいセンター東部のほうに集約していくという流れになっているということですからずっとお伺いしていたのですけれども、そういうところがある中で減額されて、これで運営とかやっていくところが大丈夫なのかということをお伺いしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○福祉課長 ふれあいセンター東部の指定管理料の部分について減っているものについては、先ほど、ふれあいセンター東部に総合相談支援員を市で横出しして、別に全世代型のほうで予算を盛ってあるものですから、今回、指定管理料のほうでは減額ということになっております。また、先ほどの北小野の部分について等は特に関連はありませんので、よろしくお願いいたします。

○副委員長 確認ですけれども、特に移行というところの、これから北小野の老人福祉センターが集約されていくということとは影響なく、こういった予算のところではできるといって、そういったことでよろしいですか。

○福祉課長 特にこの指定管理料の部分についてはそういったことで、北小野と影響があるということでは考えておりません。

○副委員長 分かりました。この件も今質問したときに分かったのですけれども、先ほどから話題になっている長寿課と福祉課と分からないようなときに、こういったときに総合相談マネージャーというのが活躍できるなど

というのが今実感できました。ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。ほかに質問ありましたら。

○赤羽誠治委員 145 ページの一番上の工事請負費 2,200 万円、ふれあいセンター東部のボイラー更新ということだったのですが、東部はまだ開所してそんなに時間がたってないのですけれど、原因とその内容をお願いします。

○福祉課長 ふれあいセンター東部は、以前ふれあいセンター東部ができる前、老人福祉センターで使っていたボイラーをそのまま使っていましたので、耐用年数が大体 15 年ぐらいとなっておりますので、そこで今回、施設自体は、開所はまだ浅いのですけれども、そういったことでやるということしております。

○委員長 よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。

それでは、ここで若干休憩を取りたいと思います。11 時 5 分再開ということをお願いいたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

○委員長 若干早いですが、関係の皆さんお集まりですので再開いたします。

○福祉課長 先ほど、3 点、数字が答弁できませんでしたので、答弁させていただきたいと思います。まず 1 番目としまして、介護慰労金の件数ですけれども、令和 5 年度は 80 人、令和 6 年度は 68 人ということで数字が出ております。

それから、障がい者のサービス利用人数ですけれども、令和 3 年が 507 人、令和 4 年が 552 人、令和 5 年度は 10 月現在で 553 人ということで、令和 4 年と令和 5 年はそんなに変わっていないわけですが、ただ、10 月現在ということと、1 件当たりの単価が上がっているということで数字が増えております。

それから、児童発達、障がい児のサービスの数ですけれども、令和 3 年が 196 人、令和 4 年が 227 人、令和 5 年が 10 月現在で 238 人ということになっております。

○委員長 よろしいですか。今の関係で質問があれば許しますが、よろしいですか。

それでは、次に入ります。3 款 1 項 3 目老人福祉費から 8 目後期高齢者医療運営費までの説明を求めます。

○高齢支援担当課長 では、予算書は 150、151 ページ、3 款 1 項 3 目老人福祉費、説明欄 2 つ目の白丸、老人福祉施設費は、松塩安筑老人福祉施設組合養護老人ホーム温心寮と松塩筑木曾老人福祉施設組合特別養護老人福祉施設桔梗荘の負担金になります。

次の白丸、高齢者等生活支援事業は、予算説明資料 15 ページになります。こちらの事業につきましては、低所得の高齢者を対象に、生活支援や権利擁護、訪問歯科健診等、在宅生活の支援に対する経費です。下から 8 つ目の黒ポツ、口腔ケア推進事業委託料は、塩筑歯科医師会に委託しています訪問歯科健診の委託料となります。財源は後期高齢者医療低栄養・重症化予防事業負担金で、負担率は 10 分の 10 です。

次の黒ポツ、成年後見制度中核機関委託料は、成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関業務を社会福祉協議会に委託するための経費です。社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターの法人後見受任数や相談件数が増加しており、今後も増加すると見込まれる制度利用者への対応や市民後見等の人材育成の強化を図るため、社会福祉協議会に委託する中核機関事業に当たる職員の充実に係る経費を増額するものです。財源は地域生活支援事業等補助金で、補助率は国 2 分の 1、県 4 分の 1 です。

2つ下の黒ポツ、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金は、介護認定等の一定の要件を満たした高齢者の自立支援のための住宅改修に係る経費です。財源は県の高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金で、補助率2分の1です。

一番下の黒ポツ、訪問介護サービス提供体制確保事業補助金は、市内にある訪問介護サービス事業所による中山間地域へのサービス提供体制を確保するため、業務の負担になっている移動に係る経費を補助する取組を新たに実施するものです。

続きまして、予算書 152、153 ページ、1つ目の白丸、高齢者生きがいきづくり事業は、高齢者の生きがいきづくりと地域活動の促進を図ることを目的とし、老人クラブに対し活動補助金の支出を行っているものです。財源は県の老人クラブ活動助成補助金で、補助率3分の2です。

次の白丸、老人福祉施設措置費ですが、上から3つ目の黒ポツ、養護老人福祉施設措置費は、経済的な理由等により、身体や環境的に老人福祉施設に入所することが必要な方に対し、審査の上、養護老人ホームを利用できるように措置するための費用となります。

次の白丸、家庭介護者支援事業は、年間 180 日以上、在宅で要介護認定をお持ちの方を介護している御家族に対し慰労金を支給するものです。要介護3の方で4万円、要介護4と5の方は8万円の支給となります。

次の白丸、長寿祝賀事業は、100 歳の方及び最高齢の方への祝い金や、区等により実施される敬老行事への補助金等の経費です。敬老行事補助金につきましては、12 月議会でも委員の皆様から御意見を頂いたほか、市民の方からも御意見を頂きましたので、再検討し、これまで実施していたような敬老行事ができるように補助事業を継続することといたしました。行事の対象者1人当たりに対し補助金1,000円を上限とし、また、行事の対象人数に応じた加算額につきましても同様に支出する予定であります。

次の白丸、老人福祉センター運営費は、主に老人福祉センター百寿荘と田川の郷の運営に対する補助金となります。老人福祉センターの閉鎖に伴い、前年度比 591 万円余の減額になります。これまで老人福祉センター機能をふれあいセンターへ集約してまいりました中で、市直営の北小野老人福祉センターの廃止とともに、民間の老人福祉センターへの補助金を令和6年度で終了する計画としておりました。北小野老人福祉センターは、計画より早く令和5年度末で廃止することとなりましたが、民間への補助は計画どおり令和6年度で終了するものです。私からの説明は以上です。

○福祉課長 続きまして、154、155 ページ、4目福祉医療費の最初の白丸、福祉医療費給付金事業5億 238 万 5,000 円ですが、18 歳までの子ども、障がい者、ひとり親家庭の母子家庭等に対し医療費の自己負担分を軽減する医療費給付を行うことで安定した生活を支援するため、自己負担とする医療費の一部を支給するものです。なお、財源は県補助の拡大分を含め、2分の1になります。以上になります。

○長寿課長 続きまして、3款1項5目介護保険事務費、説明欄2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金8億 5,467 万円余は、法定割合により介護保険特別会計へ市負担分を繰り出すものです。内容につきましては、介護保険事業特別会計で御説明いたします。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、6目保健福祉センター管理費の保健福祉センター管理諸経費2,053 万 1,000 円ですが、保健福祉センターの施設管理を行う業務の予算になっております。以上となります。

○市民課長 156、157 ページ、3款1項7目国民健康保険総務費、説明欄2つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金は、低所得世帯の保険税軽減額、事務費などの繰出金となります。内容につきましては、国保特別会

計当初予算で改めて説明いたします。なお、操出金のうち低所得世帯等への保険税軽減額分、未就学児均等割保険税軽減分、産前産後保険税減額分の財源として、国と県が国民健康保険基盤安定等負担金として定率を負担いたします。

続いて、8目後期高齢者医療運営費、説明欄1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、長野県後期高齢者医療広域連合の事務費と医療給付費に係る本市の負担金です。

次の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、低所得者等の保険料軽減相当額と事務費を繰り出すものです。内容は、後期高齢者医療事業特別会計で改めて御説明いたします。なお、操出金のうち保険料軽減額分の財源として、県が後期高齢者医療基盤安定負担金として4分の3を負担いたします。私からは以上となります。

○委員長 それでは、質疑に入ります。これについても委員から質問の通告があります。先にそれを扱うことといたします。

○樋口千代子委員 153ページの敬老行事補助金についてですが、今御説明していただきました。去年の12月議会で平間委員、赤羽委員、私と、また、ほかに質問しなかった委員からもいろいろな声が上がっていて、急な縮小はいかなものかというような御質問をさせていただきました。今、元に戻していただいたということですが、そこに至る、どのような話し合いがされてそのようになったかということと、今後、この事業は当面続けていくのか、方向性が示されたのかをお聞きしたいと思います。

○高齢支援担当課長 まず経過ですが、12月議会以降、パブリックコメントも同時に行っていたものですから、そこで市民の方からの御意見を頂いております。御意見の中では、対象年齢についての御意見と減額についての御意見、それぞれ市で提案した内容についていかなものかという御意見でした。実施している地区の状況を見ますと、コロナの経過はありますけれども、その際も敬老行事を継続していくということで実施してきており、ただ、実施の仕方について、交流する敬老行事を実施するところと記念品をお配りする行事に変更してきているところとあります。実施状況が、コロナ前から状況が変わっているところもありまして、それぞれのお考えの敬老行事が実施できるようにするにはどうするかを検討をする中で、御意見も踏まえて、これまでと同様に補助をするという結論に至りました。

今後につきましては、令和6年度はこれまでと同様に実施する予定でおりますが、それぞれの地区の状況なども踏まえて、必要があれば検討を重ねていきたいと考えています。

○樋口千代子委員 平間委員もよくおっしゃっていますけれども、少子化対策を進めていくことは非常に重要なことだと思っております。市民の皆様も反対はしておりません。でも、高齢者の皆さんですとか障がい者の皆さんは、私たちのことを考えてくれているのかというような意見をよくお聞きします。高齢者の関係と障がい者の関係の事業が縮小するような方向になるときは、事前に議会にも説明をしていただいて、その方向性をしっかりと検討させていただきたいと思いますので、要望としておきます。

○委員長 要望だけでよろしいですか。この件については、通告の関係の質疑は終了したということでよろしいですか。

それでは、それ以外の部分の質疑を許します。

○中村努委員 ちょうど来年度の各区の事業計画が出て、この敬老行事についても話が出ていまして、区長の捉え方だと、交流する敬老会を実施しないと補助金が減らされてしまうからやみたいな捉え方をされてはいました。区民からの要望で再開したいということで、再開する区も多いのかなと思いますけれど、これは参加した人

数に応じて補助金が変わるということで、対象者の人数ではなくて、参加した人数で金額に差が出てくるということだと思います。

○**高齢支援担当課長** 補助金の内容につきましては、対象年齢は 75 歳以上としています。人数割りという種類のもと定額で加算をしている種類のもと 2 つありまして、人数割りについては、その地区で 75 歳以上の方の人数に応じて支出をしておりますけれども、実際に対象となった人数が当初の計画より少なかった場合は減額をして、最後に精算して返金をしていただくことになります。定額で加算をする内容につきましては、先ほどもお話ししたとおり、実施の状況が、交流会で敬老行事を行っているところと記念品配布のみで敬老行事を行っているところと 2 つのパターンがあります。その実績を確認する中でいきますと、記念品を配布するだけの場合は、交流会形式をやったときに比べて、記念品のほかの事務的な経費が少ない状況が実績としてありました。そのために、定額で加算するものについては、行事を行うために必要な事務費などを対象とするとしていきたいと考えています。

先ほど委員が言われた交流会をしないと減額になるということについては、その部分で差が出てしまうことによる御意見だと思っております。市としましては、できるだけ交流をしていただくなど、外出のきっかけになるような行事をしていただきたいという考えを持っておりますので、交流会を行った場合は、実績でいきますと、会場使用料ですとか、どなたか講師に来ていただいた場合の講師謝礼ですとか、記念品を配るほかの経費がかかっている状況がありますので、そういったものに充てていただくように考えております。

○**中村努委員** 分かりました。もう 1 点。敬老行事のときに、コロナもあって、なかなか御高齢の方が外へ出向く機会が少なくなっていて、会場まで行く交通手段の確保も結構大変になっていると思います。バスを借りたり、タクシーを区で手配したりということがあろうかと思うのですが、その辺も加算の対象ということでよろしいですか。

○**高齢支援担当課長** 委員のおっしゃったとおり、会を催すために必要な経費として見ていくものであります。

○**中村努委員** いいです。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**小松勝子委員** 153 ページの要介護者家庭介護者慰労金のことで確認させていただきたいのですが、これは基準日が、たしか 11 月 1 日だったと思うのですがけれども、基準日以降の 180 日以上介護された方が対象という形でしょうか。

○**高齢支援担当課長** 基準日の変更についても少し検討はしてみたのですがけれども、もう少しほかの市村の状況ですとか、状況を確認していきたいと考えておりますので、令和 6 年度につきましては基準日の変更は行わず、これまでどおりの事業を実施していく考えです。

○**小松勝子委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**赤羽誠治委員** 同じ 153 ページの高齢者世帯等タクシー利用料金助成金の関係ですけれど、まず 1 点、いつからいつまでの間に使えるものなのかということ。

それから、利用者のほうから相談というか話があったのですが、使わないものを回収するという話があったということですが、その運用の仕方についてお聞かせください。

○**高齢支援担当課長** まず、利用期間につきましては、年度で使用していただきますので、4 月 1 日から年度末の 3 月 31 日となります。

タクシー券の返還につきましては、どのような状況の方だったのか分からないので、回答が合っているかどうか分かりませんが、高齢者世帯等タクシー利用券の申請をしていただいた方が、身体状況の悪化により寝台タクシーの利用に変更したいというような場合は、同じようなものでありますので、年度の途中で交代する場合は、残っている高齢者世帯等タクシー利用券を返還していただくのと併せて、寝台タクシーの申請をしていただくという手続を取っております。

○赤羽誠治委員 話のあった方は、寝台タクシーを利用するという形の方ではなかったもので、多分民生委員が回収に来るのかなと思ったのですが、その辺、民生委員にお願いしているのかどうなのかということと、3月31日までなので、まだもう少し期間ありますよね。その間にどういう形でその方にお話しされたのか、4月以降で来ると言ったのかどうか分かりませんが、今の話ですと、回収はしないという認識でよろしいでしょうか。

○高齢支援担当課長 年度末までタクシー利用券を何枚か所有している方もいらっしゃるのですが、特に回収はしておりませんが、施設入所をするとか、お亡くなりになったとかいった場合は、手続をしていただく場合があります。

○赤羽誠治委員 要するに、返還はしなくてもいいと。このまま令和6年度も使用するという可能性があるのであれば、同じ利用形態であれば、返還はしなくてもいいという形の理解でよろしいですか。

○高齢支援担当課長 年度末までの期間のものについては、その年度で使用していただければ結構です。

○赤羽誠治委員 分かります。なので、例えば令和5年度分だと3月31日までという期限が入っていて、令和6年になれば、4月1日からという形でもって期限付きのチケットを使うという形ですか。

○高齢支援担当課長 そのとおりです。有効期間が書いてあります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 これはお願いなのですが、私のところにはそういうふうに、回収されてしまうので使わないといけないうのかという話をされた人がいるので、その辺のところは、担当課のほうで確認をしてもらうということと、私も誰が回収に来るかということを聞いていなかったものですから、確かなことは言えないのですが、そんなことで無理に使うということもおかしいと思うし、お年寄りの方はそういうふうに言われれば、真面目に返さないといけないうかという形になってしまうので、できればもう少し説明をしてもらえればありがたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 同じく153ページの老人福祉センター運営費に入るかと思うのですが、先ほど来、質問させてもらっております北小野の老人福祉センターが閉鎖になるということで、あそこにある設備をどういった形で使用なり潰したりする、そういうような計画とか、特にお風呂が今使えないものですから、あれをそのままにしておくのか、何か使うとか、そういった予算がここの老人福祉センター運営費のところに影響して入っているのか。要するに、センターがなくなってからの使い方と予算のここの裏づけみたいなものを説明していただけるとありがたいです。

○高齢支援担当課長 施設の後利用につきましては、今年度末で閉鎖となりまして、長寿課で担当していた老人福祉センター部分を、新年度につきましては所管替えをして、社会教育スポーツ課で管理をしていただく準備を進めております。

使用方法につきましては、基本的には、地区の公民館で管理していただきますので、希望のある方は予約をして使用していただくということになります。

もう1つ、改修費用がないことについての御質問ですけれども、市の施設全体での施設の改修について検討している中で、北小野地区センターの改修については先の時期になるということなのですが、その際に、入浴施設などについてどうしていくのかというのを改めて検討していく予定であります。

○副委員長 分かりました。では、確認ですけれども、使えるところは公民館とか支所の中でそのまま残した形で使うけれど、風呂みたいにもう使えないものに関しては今のまま、改修とかそういうところは検討しているということでしょうか。

○高齢支援担当課長 老人福祉センターで担当していたお部屋に大きな和室、共用娛樂室と健康相談室がありますけれども、そちらについては公民館での管理として、一般の方に予約をしていただいた上、利用していただきます。入浴施設については、委員おっしゃるとおり、現状、このままの形で改修に向けて検討する中で、具体的にどうするかというのは検討していくように考えております。

○副委員長 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 同じ153ページの老人福祉センターの関係ですが、重油調査処理委託料は重油漏れのことだと思うのですが、現状と今後の見通しをお聞かせください。

○高齢支援担当課長 重油調査につきましては、令和3年度のときに、塩尻東地区と塩尻東土地改良区の皆さんに調査の終了についての説明をした際に、土地改良区の皆様からは調査の継続の要望がありました。要望がありましたので、長寿課と土地改良区の皆様と協議をした結果、令和5年度から令和7年度まで、検査地点を絞ったり回数を絞ったりした上で、検査結果を見て、特に大きな変動がなければ終了に向けていきたいという御提案をして、御了解をいただいているところです。検査結果につきましては、今年度も特に大きな変動はない状況でした。

○中村努委員 変動はないというのは、重油が出てきてしまうというような実態はなかったということですか。

○高齢支援担当課長 見た目で見ますと、水の上に油の膜があるかなというところとか、においがあるかなというところを検査すると、水を検査機関に持ち帰って検査機器での結果を出すということをしていますけれども、油のにおいについては重油だったということもあって、なかなか取れないのですけれども、そばに近づいてみるとにおいがする程度かなというところ。器械による検査では、基準値まで行かないけれども、油は含まれているかなという最低の検査値が出ているところです。

○中村努委員 令和7年度まで様子を見るということですからけれども、現状のまま、あまり変わらないようだったらまだ続くという、そういう理解ですか。

○高齢支援担当課長 検査値で悪化が見られなければ、検査を終了していくという考えで御説明をしております。

○中村努委員 今のところ、検査値は基準内ということであれば、令和7年度まで継続できれば、これで一件落着ということでしょうか。

○高齢支援担当課長 土地改良区の皆様とは、定期的にお話をさせていただくということも併せて御説明しておりますので、令和7年度にはまた改めて御説明はしていく予定であります。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、次に進みたいと思います。3款1項8目後期高齢者医療運営費までの質疑を終了いたします。

次に、3款2項1目児童福祉総務費から4目家庭支援費までの説明を求めます。

○こども課長 それでは、予算書 156、157 ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費です。説明欄2つ目の白丸、児童福祉事務諸経費 2,355 万円余につきましては、こども課の事務執行に係る諸経費です。主な財源につきましては、子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに3分の1です。

次の白丸、民間保育所等支援事業 6 億 1,696 万円余につきましては、予算説明資料 34 ページ、こども課の上段になります。民間の認定こども園、保育園及び認可外保育所等の運営を支援する事業費で、令和6年度は、市長公約でありますゼロから2歳児までの保育料及び3歳以上児の副食費の完全無償化に向けて、先行して経済的な負担の多い多子世帯の支援に取り組むため、第2子以降の保育料の無償化を実施する経費を計上しております。

お手元に配付させていただいておりますA4カラー刷りの資料で、来年度からの第2子以降保育料等無償化の概要を説明させていただきたいと思いますのでお願いいたします。

まず初めに表面ですが、無償化の保護者負担の変更について、イメージ図で説明いたします。左上、3歳未満児の場合で第2子以降のときの保育料ですが、現在は、主食と副食費も含まれた保育料を世帯所得に応じて負担いただいております。これが、来年度からは全て無償となります。例といたしまして、一般的な世帯における影響額ですが、その下のイラストのとおり、子ども2人が在園しているケースでは、既に国制度によりまして50%の減免がされている第2子の保育料がゼロ円となりますので、年間で16万2,000円が軽減されることになります。

次に、右上、3歳以上児の場合で第2子以降のときの副食費であります。現在、全ての3歳以上児の保育料部分については、国の制度により無償化されていますが、給食に係る副食費月額4,500円と御飯の持参については保護者が負担しているところです。来年度は、副食費の4,500円を無償とし、主食のみ用意いただくこととなります。同じく下の例ですが、既に市独自で50%減免されている第2子の副食費がゼロ円となりますので、年間で2万7,000円の軽減がされることになります。

続いて、裏面をお願いいたします。今回の予算案として計上いたしました保育料無償化及び家庭で保育する世帯への支援をまとめたものであります。まず、(1)歳出ですが、①保育料補填 1,700 万円と②副食費補填 200 万円については、いずれも民間保育所、民間施設において、保護者から徴収することがなくなる保育料及び副食費の補填分であります。③一時的保育担当保育士の増員 1,056 万円余は、一時的保育、いわゆるデイ保育と言いますが、受入れ体制の整備・拡充のため、デイ保育実施中の公立3園に保育士を増員する予算です。④出張一時的保育の実施 1,081 万円余は、自宅近くにデイ保育の預け場所がないとの市民要望がありましたので、これに对应、月2回、塩尻東、片丘、洗馬、宗賀、北小野、檜川地区の支所または保育園の1室でデイ保育を行うための予算であります。⑤一時的保育実施施設の増設 1,356 万円余は、現在、公立・民間の計5施設で行っているデイ保育施設に、新たに民間2施設を加えた追加運営費であります。⑥一時的保育無料クーポン事業 217 万円余は、家庭で保育している子ども1人につき2万円分のデイ保育無料クーポンを配布し、利用してもらう予算であります。以上、歳出は総額で5,612万円余となり、財源は、国、県からの交付金が983万円余と見込まれています。

(2)歳入ですが、保育園における第2子以降の保育料と副食費、合計7,200万円の減額となります。よって、歳入歳出合わせた全体の影響額は1億2,812万円余となる見込みです。無償化の概要説明は以上となります。

予算書 158、159 ページ、1つ目の黒丸、子どものための教育・保育給付費負担金 5 億 5,585 万円余につきまし

ては、市内の児童を受け入れた認定こども園や小規模保育事業所などに対し、児童数に応じた法定の委託料や長時間保育、低年齢児保育に係る負担金等の交付により、保育所の運営を財政的に支援するものであります。主な財源につきましては、子どものための教育・保育給付交付金で、国2分の1、県4分の1。長時間保育に係る部分は子ども・子育て支援交付金で、国3分の1、県3分の1。低年齢児保育に係る部分は子育て支援総合助成金で、県2分の1であります。

2つ目の黒丸、保育対策総合支援事業費補助金135万円につきましては、保育業務システムと午睡センサーを導入する民間園2園に対して補助金を計上するもので、財源は保育対策総合支援事業費補助金で、補助率は国2分の1です。

3つ目の黒丸、子育てのための施設等利用給付交付金5,572万円余につきましては、国の幼児教育・保育の無償化に対応するため、新制度未移行の幼稚園や認可外保育所などに対し交付するものです。また、新たにデイ保育無料クーポン利用に係る補填金を含めて計上しております。なお、財源は子育てのための施設等利用給付交付金で、補助率は国2分の1、県4分の1です。一旦私からは以上です。

○家庭支援課長 次の白丸、児童扶養手当支給事業2億2,785万円余につきましては、ひとり親家庭等に対しまず経済的支援を図ることを目的に、国の制度に基づきます児童扶養手当を支給するものです。支給延べ人数の見込みは約5,500人を見込んでおります。財源といたしましては、児童扶養手当負担金、国3分の1があります。一旦私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、次の白丸、児童手当支給事業11億179万4,000円ですが、中学校卒業まで、また、令和6年10月実施見込みの国の改正においては、18歳の高校修了までの子どもを養育している父母等に対し、生活の安定や児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給するものです。下から3つ目の黒ボツ、児童手当システム改修委託料は、令和6年10月実施見込みの国の制度改正に伴うシステム改修委託料になります。なお、財源は、主に国3分の2、県6分の1以内になります。以上となります。

○こども課長 続いて、2目児童運営費、説明欄2つ目の白丸、保育所運営費につきましては、予算説明資料は34ページ下段になります。市内公立15園の運営費で、長時間保育のほか、公立3園で実施するデイ保育などの特別保育事業を通じて、保護者の子育てと就労の両立支援を推進するものです。主な財源につきましては、保育料長時間保育負担金のほか、デイ保育に係る人件費については子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに3分の1です。160、161ページ、説明欄下から10個目の黒丸、廃棄物収集等委託料557万円余は、昨年1月から開始している公立保育園のおむつ収集運搬及び処分等に係る経費です。

162、163ページの説明欄、最初の白丸、育児支援推進事業1,031万円余につきましては、予算説明資料は35ページの1段目になります。未就園児とその保護者を対象に、保育園を施設開放するあそびの広場に係る経費のほか、昨年9月に開所した日の出保育園併設の病後児保育室の運営に係る経費です。なお、財源は子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに3分の1ずつです。

164、165ページ、説明欄、最初の白丸、子育て支援センター事業3,880万円余につきましては、予算説明資料は35ページの2段目になります。育児講座、育児相談などを実施し、子育てを支援する子育て支援センター2か所の運営費です。なお、財源につきましては子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに3分の1です。

次の白丸、こども広場事業4,151万円につきましては、ウイングロードビル3階の未就学児親子が利用するこども広場の運営費で、人件費、施設管理費が主なものです。なお、財源につきましては、利用者から頂く利用登

録料のほか、子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに3分の1です。

166、167 ページの説明欄、2つ目の白丸、給食運営費3億1,536万円余につきましては、公立保育園15園の給食提供に係る諸経費であり、財源につきましては、喫食者から徴収する給食費等であります。上から3つ目の黒丸、給食費1億3,923万円余は、おやつを含めた給食の食材費です。下から3つ目の黒丸、給食調理業務委託料1億5,408万円余は、民間業者に給食調理業務を委託する委託料です。

次の白丸、にぎやか家庭応援事業、にぎやか家庭保育料等補助金1,225万円余につきましては、国による幼児教育・保育無償化の非該当となった世帯及び新制度未移行の私立幼稚園に通う世帯に係る保育料及び副食費について、新たに第2子以降の無償化を行うものであります。

次の白丸、子ども・子育て会議運営事業360万余につきましては、元気っ子育成支援プランⅢの進捗管理及び令和7年度からのプラン策定に向けた審議を行う会議の委員報酬と新プラン策定委託料であります。

次の白丸、保育園大規模修繕事業1億7,863万円余につきましては、老朽化した妙義保育園の内外装や設備の改修を実施する工事費、工事監理委託料などです。財源は、社会福祉施設整備事業債、施設整備事業債などあります。

168、169 ページ、最初の白丸、保育園駐車場用地取得事業125万円余につきましては、吉田原保育園及び吉田児童館の送迎用の駐車場用地について、現在、地元地権者から借りておりますが、当該地権者が売却の意向を示したことから、近隣の代替え地を含めて調査をいたしました。その結果、面積、距離ともに、現在の駐車場以外に適当な土地がなかったことから、用地の取得に係る費用を計上するものであります。用地の取得は、土地開発公社による代行買収により公社が取得した土地を、市が分割払いで取得するものであります。

次の白丸、保育園遊戯室空調設備設置事業1億2,454万円余につきましては、予算説明資料35ページの4段目を御覧ください。近年の猛暑に対応するため、保育園の遊戯室、リズム室ですが、空調設備を設置し、保育環境の向上を図るものであります。財源は、緊急防災・減災事業債10分の10です。私からは以上です。

○家庭支援課長 続きまして、3目ひとり親家庭福祉費、説明資料36ページを併せて御覧ください。最初の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業970万円余につきましては、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談業務を行うほか、就労に有利な資格の訓練や資格に必要な自立の教育を受ける際の経済的支援を行うもの、小中学校の入学祝い金の支給、高等学校の教材費、通学費の一部を補助するものです。

一番下の黒丸、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金45万円につきましては、新規事業になります。高等学校卒業程度認定試験につきましては、高校卒業と同等の学力を持っていることを証明する文部科学省公認の試験となります。いわゆる昔でいうところの大検と言われているものになります。高卒資格とは別になりますが、文部科学省の調査では、企業においては25%以上、自治体では約45%が、採用段階において高卒と認めており、その割合も増加傾向にあります。この資格を取ることで、就職で高卒資格と同等の条件となり、採用につながったり定職につながるもの。専門学校へ進学して資格取得や短大・大学への進学もかなうこととなります。将来を見据えた所得水準向上のための施策であり、子どもの貧困対策にも寄与する施策となります。

対象者につきましては、ひとり親家庭の親または児童で、高校を中退するなど、高校を卒業していない方になります。取得要件といたしましては、児童扶養手当を受給する程度の所得段階であること、この制度の利用がその方にとって適職に就くために必要であることです。対象講座については、高卒認定試験の合格を目指す講座で、支給額については、上限額が、通信制の場合15万円、通学または通学と通信の併用の場合は30万円となっております。

ります。こちらについては、国から4分の3の補助があります。

続きまして、170、171 ページ、4 目家庭支援費、1 つ目の白丸、家庭支援推進事業 1,782 万円余につきましては、子どもや子どもを持つ家庭の相談等を行い、家庭の養育状況に応じて関係機関と連携して支援を行うもので、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等については、手厚く支援することで児童虐待の予防、重篤化の防止を図るものです。今年度の児童虐待を含む家庭指導児童相談の件数については、コロナ前と比べると、300 件ほどの増の数值で推移をしております。来年度ですが、家庭支援課への統括支援員の配置を含め、母子保健部門と児童福祉部門の連携をさらに強化することも家庭センターを設置いたしまして、子ども、家庭への支援を一体的に行ってまいります。財源につきましては、児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金、国 2 分の 1 等があります。

次の白丸、こどもの未来応援事業 1,541 万 5,000 円につきましては、全ての子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に重点的に取り組むとともに、地域等とのネットワークの構築により、子どもの居場所づくりを推進するものです。上から 7 つ目の黒丸、学習・生活支援員謝礼 90 万円及び下から 2 つ目の黒丸、子どもの学習・生活支援事業委託料 65 万円余につきましては、教員 O B 等の学習生活支援員が家庭訪問などを行い、子どもの学習や生活の支援を実施するものです。

このページ一番下の黒丸、こども計画策定支援業務委託料 462 万円余につきましてお願いいたします。こども計画につきましては、令和 5 年 4 月に施行されましたこども基本法の中で、国が定めるこども大綱と県が策定いたしますこども計画を勘案して、市町村こども計画を定めることが努力義務となりました。こども計画は、子どもの貧困対策に関する事項、子ども・若者育成に関する事項を含め、子ども施策に関する計画を一体的に策定することが求められております。そのため、令和 3 年度に策定いたしました塩尻市子どもの貧困対策推進計画と塩尻市若者支援プランを統合いたしまして、令和 6 年度に塩尻市こども計画として一体的に策定を行うものです。また、こども基本法において子ども施策を策定、実施、評価するに当たり、子ども・若者の意見を幅広く聴取し、反映させるために必要な措置を講ずることが求められております。子ども、家庭、関係機関等に対しアンケートやヒアリングなどを行い、積極的に、かつ適切に子ども・若者の意見を反映してまいりたいと考えております。財源といたしましては、自治体こども計画策定支援事業補助金、国 2 分の 1 があります。

続きまして、172、173 ページ、上から 2 つ目の黒丸、子ども宅食事業補助金 48 万円ですが、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもに対し、お弁当や食品などを宅配により子どもや家庭に配ることにより、見守り、声かけにより支援をつなぐ、そういった団体を補助するものです。補助要件といたしましては、市内全域を対象に、学校の夏休みや春休みなど、月に 1 回以上、食材等を配布するものでして、それに要する費用に対して補助をしてまいります。居場所に来られない家庭、様々な支援を拒否する家庭でも、食の提供ということで受け入れられやすいことが最大のメリットとなっています。家庭支援課で関わっている家庭への優先的な配布のほか、ひとり親メールでの周知によりまして、より支援が必要な家庭に届けることを目指すものです。現在、年に 3 回から 4 回程度、1 つの団体が宅食をしてくれています。当初は、そちらの団体への補助を見込んでおります。歳出につきましては、燃料費等、配達に要する経費も含めまして、1 食当たり 800 円を補助基準単価として、年間 600 食を見込んでおります。財源につきまして、地域子供の未来応援交付金のメニューで、現在、10 分の 9 の補助を見込んでおります。

続きまして、1 つ下の黒丸、子どもの学習・生活支援事業受験料等支援金 7 万 9,000 円につきましては、先ほど御説明いたしました子どもの学習・生活支援事業を利用している児童生徒が大学等の受験や模試を受ける際の

費用について補助するものとなっております、受験料については1名分、模試費用3名分を見込んでおります。こちらについては、財源といたしまして、子どもの学習・生活支援事業補助金、国2分の1、県4分の1を見込んでおります。

その下の黒丸、大学等進学応援支援金につきましては、本市独自の施策となります。昨年来、市内の子ども・子育て推進チームにおいて検討をしましてまいりました施策となります。目的といたしましては、経済的理由により大学等の受験が困難な子どもの進学を応援するため、受験料の支給を行うことで子どもの進学に向けたチャレンジを後押しいたします。また、地域人材の確保のために、県内の大学等を受験する場合は上乗せを行ってまいります。

対象者といたしましては、申請日の属する年度の3月31日において20歳以下の者を対象といたしますが、世帯の要件といたしましては、市町村民税均等割非課税世帯、児童扶養手当を受給している世帯としています。支給金額につきましては、申請年度につき、子ども1人当たり3万5,000円を上限といたしまして、県内の大学等を1校以上受験した場合は、子ども1人当たり4万5,000円を上限といたします。対象となる受験料につきましては、大学、短期大学、専門学校の受験料、併せまして、大学入試共通テストの受験料を対象としております。支給人数については、国の調査結果等に基づき算出したしまして、65人程度を見込んでおります。イメージといたしますと、国公立受験の場合ですと、共通テストで1万8,000円、二次試験で1万7,000円程度ですので、そのくらいの額で3万5,000円となります。また、私立の大学については、大体1校分。専門学校については、公立と私立で差はありますが、おおむね3万5,000円の範囲内で収まっていくというように想定をしております。私からは以上になります。

○委員長 説明を聞いた時点で昼食休憩を挟みたいと思います。13時10分再開をお願いいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

午前中に、4目家庭支援費まで説明を受けております。ただいまから質疑を行います。委員の皆さん、質問をお願いいたします。

○小松勝子委員 167ページのファミリーサポートのことでお伺いしたいと思います。ファミリーサポート、私も以前、この仕事に関わらせていただいて、託児のほかにも、児童館に行ってもらっしゃる子どもを自宅まで送り届けるという、そういうサポートをさせていただいておりました。

実は、みどり湖団地方面に住んでいる保護者の方から、ぜひスクールバスを通していただきたいという御要望をかなり前から頂いていました。学校からも距離がありますし、暗いしということで、スクールバスをというお話を頂いています。現状、それはなかなか難しい問題だということでお話を聞いているのですが、ファミリーサポートが、今、小学生までが利用可能ということになっているのですけれども、例えば、利用枠を中学生とか高校生ぐらいまでに広げていただいて、サポーターの方たちに学校から自宅まで送り届けていただくという、そういうことはいかなるものでしょうか。

○こども課長 ありがとうございます。現在のところ、年間で600から700の依頼を頂いております。小学生まででというところでありまして、年々、そういった送迎に関わる支援も増えてきてはいるのですけれども、これ

を中学生、高校生に広げた場合に、単純に計算しますと、1.5 倍から 2 倍ぐらいになってしまう可能性もありますし、そうしたときに、提供会員にやはり限りがありまして、追いついていかないという状況も考えられますので、そこは慎重に考えてまいりたいと思います。

○小松勝子委員 私もそれは感じました。サポーターが間に合わないのではないかと考えたのですが、送迎のことだけに限ってだけでも、何かそういうふうを検討していただければ、本当に町なかの平らなところの暗いところと、みどり湖の山のようなところ、暗い道、子ども、特に中学生の女の子だと思うものですから、やはり御両親にしてみれば心配なものがありますし、かといって、御両親も仕事の関係でどうしても迎えができないということで、切なく感じていらっしゃるものですから、もし、そういった部分だけでも拡大していただいて、サポートでもできたらありがたいのかと思いましたので、ぜひ前向きに検討していただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○こども課長 ありがとうございます。御意見として、承らせていただきます。ちなみに、送迎に関するサポートですが、今年度 114 件ありまして、全体の 17%を占めているという大変ニーズの高い事業でありますので、ここで中高生を含めると、部活動の地域移行によって活動場所も変わってきたりとか、そういったニーズもありますので、慎重に考えさせていただきます。ありがとうございます。

○小松勝子委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 169 ページをお願いします。中ほどに、ひとり親家庭福祉推進事業があつて、その一番下の高卒程度の認定試験支援ということで、大切なことだと思います。ただ、その中で、認定試験を受けるための受験資格というか、高校中退者というような説明がありましたけれども、中学校を卒業して、高校に行ってなくて、高卒程度の資格というか、卒業程度の資格を認定してもらいたいと、こういうことが可能なのですか。

○家庭支援課長 今回のものについては、受けるには国の試験になるので、そちらに受験料がかかって、教科によって受験をしていくわけですが、それを受けるために通信教育であったり、あと予備校等でもやっているところがあるので、そこへ通った費用に対して補助をさせていただくというものになっています。試験を受けること自体は、予備校に通ったり、通信でしなくても、受験することは可能ですけれども、ただ、勉強しないと、やはり合格するのはなかなか難しいので、そういったところへの補助になります。御答弁になっていますでしょうか。

○平間正治委員 分かりました。塾とか、そういうところへ通って、通った部分に対しての補助と、支援ということですか。分かりました。

もう 1 点、よろしいですか。173 ページですが、大学等進学応援支援金。これも大切なことだと思いますけれども、これは受験の補助ということでよかったですか。

○家庭支援課長 こちらは受験料、純粹に受験料の補助となります。

○平間正治委員 非常にいいことだと思うのです。ただ、どちらかというと貧困家庭の出身者の方なので、これを受けて大学合格したとしても、大学生活、生活費から始まって、学費があります。それは自分でまた資金を借りろというのもいいのですが、せっかくやるなら、奨学金と結びつけてやるとか、それを担保してやるとか、そういった具体的な方法というのは取れないのでしょうか。

○家庭支援課長 チームの中では、寄附型の奨学金ということも検討を、一つとしてしてきたのですが、

昨年、県でも奨学金の新制度を走らせている経過もあったり、国も、今、大学に関しては困窮する世帯への給付型の奨学金を充実させてきている経過がありまして、そういった施策を並べてみたときに、隙間となっていて、チャレンジでき得る部分というところで、今回この御提案をさせていただいたのですけれども、県の奨学金がまだどういった形で給付されてきているのか、その辺の状況も把握しながら、今後の展開として、また検討していく必要があるかと考えております。

○平間正治委員 せっかくいい制度だと思うので、受験だけは支援してやる、ただ、大学に入ってから自分では考えてくださいてはなくて、できればそこら辺を、県の制度とかそういうのはありますけれども、市としてもできる部分があれば、一連でやれるような検討をぜひお願いしたいと思います。要望です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○山崎油美子委員 予算制度ではなくて、別紙の説明資料で、第2子以降保育料無料化及び家庭で保育する世帯の支援というところで、一時的保育でお聞きしたいのですが、この一時的保育というのは、たしか予約をしなくてはいけなかったですか。

○こども課長 おっしゃるとおりでして、予約が必要です。といいますのも、部屋の面積と保育士の数に限りがありますので、そこで調整が必要です。

○山崎油美子委員 今回、令和3年4月以降に生まれた子どもたちの保育園に在籍していない世帯にクーポンを配布してということなのですが、一時的保育となると、お母さんが、朝、体調悪くなったりとか、そういうことは対処できないということですか。今の説明ではそうですか。

○こども課長 そういった場合、緊急の場合については、空きがあれば受け入れできますので、気軽に相談していただきたいと思います。

○山崎油美子委員 分かりました。もう1つ、このクーポンですけれど、初めてクーポンを配布すると思うのですが、配布の仕方というか、配布の方法が決まっていたら教えてください。

○こども課長 こちらにつきましては、年度の初回の利用の際に、各保育園において、母子手帳をお持ちいただきまして、確認をした上でクーポンを発券いたしまして、発券済みの印を母子手帳に記させていただくということで、重複の防止をさせていただきます。

○山崎油美子委員 ということは、保育園で配布するということですか。

○こども課長 基本的にはそうです。

○山崎油美子委員 よく分からないのですけれど、令和4年以降に生まれた子どもたちの保育園に在籍していない世帯となると、担当が違うのですけれど、例えば健診のときとかは駄目ですか。考えていないですか。

○こども課長 乳幼児健診等もありますけれども、実際、現状ですと、デイ保育の登録者数というのが、ゼロ歳から2歳児の全人口の24%程度でありまして、ほとんどの家庭は在園していたり、あるいは必要ないということで、御利用の割合が低いものですから、全員に一律配ってしまうと、事務処理上もなかなか難儀ですので、必要となときに交付をさせていただくという方式で考えております。

○山崎油美子委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 今の資料に関連して、一時保育無料クーポンは民間保育施設への補填ということなので、公立はクーポン券がなくても使えて、民間の場合、必要という理解でいいですか。

○こども課長 公立の場合は、人件費分に含めておりまして、③番の公立保育園の人件費で賄うということですので、クーポンの提出はしていただきます。ただし、民間の場合は、今まで利用者から直接お金を頂いておりますけれども、それが無料クーポンを使うことで無料になりますので、その分を補填する金額が200万円ということと計上します。

○中村努委員 分かりました。公立ですけれど、一時的保育の3名増員というのと、出張一時保育の担当保育士の3名というのは同じ人ですか。

○こども課長 配置的には別で考えております。

○中村努委員 別ということは6人いるということですか。

○こども課長 そうです。6人になりまして、③番の増員分は、今現在、日の出、広丘野村、ひまわり保育園で公立はデイ保育をやっておりますが、そこに来年度以降、無料クーポンを使って利用される方が増加することが予想されますので、体制整備ということで、受入れできる体制を整備いたします。④番の出張一時的保育につきましては、掲載の6地区について月2回ですので、月の半分ぐらいは出張していかなければいけない形になりますので、この人数はプラス3人ということで、専属で配置いたしますが、そういうことで3名、3名となっております。

○中村努委員 現状でも一時的保育があると思うのですが、普通の保育と一時的保育というのは、現在では人が違ってやるのか、普通の職員がそのときだけやるのか、その辺どうなっていますか。

○こども課長 この3園につきましては、通常保育の職員はクラス担当として配置されておりまして、デイ保育室の職員は専属で配置しております。

○中村努委員 この通常保育と専属の保育の業務の内容というのは違ったり、給料が違ったり、処遇が違ったりとか、そういう差はあるのですか。

○こども課長 処遇に変わりはありません。ただ、業務内容といたしましては、保護者との連絡を取っている連絡簿の記載ですとか、そういったものが、デイ保育の場合は大分少なくなっております。

○中村努委員 一時的保育と出張一時的保育の方がそれぞれ3人で、金額は同じですね。一時的保育と出張一時的保育と業務量は違うと思うのだけれど、その辺はいかがでしょうか。

○こども課長 一時的保育、保育園に配属の職員は、決まった保育園で安定してデイ保育を担う形になります。出張一時的保育、これは本当に新しい事業でありまして、支所または保育園で実施をする形になりますので、各部屋に応じて、子どもの安全安心をしっかりと担保した上で適切にお預かりするということが求められますので、臨機応変さが必要になってくるのかと考えております。

○中村努委員 そうすると、出張一時的保育をする保育士は、普通は、どこか決まったところに席があるという理解ですか。

○こども課長 一応、こども課と各保育園との兼務のような形になるのですが、出張一時的保育で各支所等を回るときには、こども課として回っていただいて、それ以外、出張一時的保育の実施のない日については、この3園に兼務という形で行っていただくというようなことを考えております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 159 ページですけれども、2点ほどお聞きしたいのですが、保育所運営費で、会計年度任用職

員の報酬、かなり6億円というような形で高く、報酬金額が高いわけですが、今、会計年度任用職員は何人ぐらいで、正規に何人ぐらいなのか、現状についてお聞きします。

○**こども課長** 現状、旧嘱託の保育士と旧臨時の保育士がありますが、令和5年4月現在では378人です。

○**古畑秀夫委員** 378人というのは、正規と非正規ではなくて、いわゆる会計年度任用職員が378人いるということですか。

○**こども課長** 正規と非正規を合わせた人数です。

○**古畑秀夫委員** その内訳は分かりますか。

○**こども課長** 旧嘱託の常勤職員は152名、非常勤が226名ということで、非常勤が226名と大変多いのですが、こちらの中には、長時間保育といいまして、朝夕の1時間、2時間を担っていただく地域の方、こういった方も入っておりますので、人数が多くなっております。

○**古畑秀夫委員** 今日の新聞にも出ていましたけれど、非正規というのが社会問題になっていて、同じような仕事をしていながら非正規で、民間の場合だと、5年連続で勤めれば正規という無期雇用をしなければいけないようになっていますけれども、公務員はそれから外れているものですから、いつまでも、長い間、非正規のまま放っておかれてということで大変問題になっているので、なかなかすぐに解消しろといっても、数字を見ただけでもとてもできないので、少しずつ解消していただきたいと思いますが、この辺、少しは改善はされてきているわけでしょうか。正規が少しずつ増えているような気がしますけれど、最近の状況は。

○**こども課長** 常勤職員というものが、子どもの育ちを支える上で、朝からお帰りの時間までしっかり1人の保育士が見るとというのが理想ではあるのですが、どうしてもそういった働き方の職員というのが少ないものですから、パートタイムの職員に頼らざるを得ない状況ですが、残念ながら、常勤と非常勤の割合というのは横ばいで、ほとんど変化がない状態です。

○**古畑秀夫委員** ぜひ、少しずつ改善を図っていただきたいと思います。要望です。

それから、もう1つお聞きしたいのですが、167ページの一番下ですけれども、妙義保育園の大規模改修が予算計上されておりますが、時期とか工事の内容など、分かりましたらお願いしたいと思います。

○**こども課長** 妙義保育園の大規模修繕事業ですが、4月1日に公告をいたしまして、5月中に入札を実行したいと考えております。業者が決まりましたら、6月議会で契約の議決をいただきまして、そこから工事に入りたいと考えておりまして、竣工は、まだ予定の段階ですけれども、1月から2月と考えております。内容については担当課長のほうから。

○**教育総務課担当課長** 工事の内容につきましては、まず屋根、外壁等の外部の防水改修、それから遊戯室のエアコンの設置、給食室のレイアウトの変更、ほふく・乳児室の床暖房の設置、あと、それぞれ各保育室と事務室等の内装の改修になっています。

○**古畑秀夫委員** いいです。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**副委員長** 173ページです。先ほど平間委員からもあったのですが、受験料の補助の関係なのですが、2点あります。まず1点なのですが、多分、普通皆さんがやるのは、大体1月、2月が、受験真っ盛りの時期なのですが、高校の場合ですと、学校ごとに推薦入試というのがあって有料になります。大体10月、11月ぐらいが主になってくるのですが、それも対象になるかということをお聞きいたします。

○家庭支援課長 推薦等も含めまして、受験に要したものについては補助対象としてまいります。

○副委員長 ありがとうございます。もう1点なのですが、先ほど私の聞き違いだったら申し訳ないのですが、対象年齢が20歳までという話があったと思います。この20歳というのは、多分浪人するのが2年までという形になるかと思うのです。ところが今、社会的に、結構30歳とか、25歳、20代後半になっても受験して大学に入るというような、そういったチャレンジをしているということもあるのです。それで、この20歳ということに関しては、こういった形でこういった制限を設けたのか。どちらかという、この制限はなくてもいいのではないかと、私は、社会的な流れから見たら思ったものですから、そこら辺を決めた背景からお話ししてもらえればありがたいです。

○家庭支援課長 1つは、子どもの貧困対策として行っている事業だというのは一つあります。それで、分かりにくくて大変恐縮なのですが、1つ上の黒丸のところに、国の補助の中で行う受験料の補助がありまして、それは学習・生活支援事業を受けている方が対象になるのですけれども、そちらの制度設計では20歳未満となっていて、ただ、これでいくと、生年月日によって利益を受けられる家庭とそうでない家庭が出てくるということで、生年月日ではなくて学年単位で考えたいというところで、20歳になった年の3月31日までということで、2浪までの方までを対象として制度設計をしてきたという経過があります。ただ、委員おっしゃられますように、そういった側面もあろうかと思しますので、今年度は初めての事業になります。どのくらいの方が受験をされて、どの層に多いのかというのを私たちも把握できていないような状況もありますので、ひとり親の窓口でありましたりとか、そういったところでニーズを聞きながら、制度については考えてまいりたいと思っていますので、一旦、この形でスタートをしてまいりたいと考えております。

○副委員長 分かりました。今年はいろいろと初めて、取組としてはいい取組のものですから、条件については、今年、実際どれだけ利用される市民の方がいるかということを見ながら、また気にしてもらいながら、来年度、その間に必要であれば、ぜひこういった年齢的なものの撤廃ということも気にかけてもらいたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 171 ページの一番下のこども計画の関係ですけれども、こども計画の対象は何歳から何歳までになりますか。

○家庭支援課長 子どもと、あと、若者も含みます。意見を聞くことを、今回の計画は大事にされているのですけれども、意見聴取の目安としては30歳ぐらいまでの方の意見を聞いてくださいというような方向で国からは来ています。ただ、若者については、子どもの定義もそうなのですから、こども基本法の中で、子どもの定義については発達段階にある者というように定義されていますので、明確に年齢で切れるところと切れないところがあるかと思っています。今ある若者支援プランについても、もう少し幅広なところで若者を捉えておりますので、年齢も一つの目安とはなりますけれども、一つの事象であったりとか、そういったところに着眼しながら、計画は定めていきたいと考えております。

○中村努委員 30歳までの当事者の皆さんの意見を聞くということですね。これは、ゼロ歳児からどうやって聞くのだろうかという気もするのですが、当事者と関係者も多分含むという理解でいいと思うのですが、大体どいう対象にどういう方法で意見を聞くのかお聞かせください。

○家庭支援課長 先行して令和3年につくりました貧困計画と若者支援プランに関しましては、小5、中2、高2のお子さんと、あと、ひとり親家庭の同じ世代の皆さんに、それぞれアンケート調査を実施して聞いてまいり

ました。ただ、その2つの計画の場合、1つは貧困計画であれば、貧困に寄ったような質問事項も多かったものですから、こども計画については、そういった面だけではなく、もう少し広い範囲で質問を取ることが求められていますので、1つはアンケートの形を充実させて、より多くの方に、子ども、当事者にアンケートを出しますので、それと保護者も併せてですが、丁寧に聞いていく、自由記述の欄などもつくりながら対応してまいりたいと思っています。あとは、ヒアリングという形で、学校に出向きまして、子どもたちの意見を聞いたりですとか、あと関係者からももちろん聞いてまいりますし、一つの子どもの目安、赤ちゃんの意見表明というのはなかなか難しいところもありますので、そういったところは若干支援者の側になってしまうかというところもありますが、丁寧に意見を聞いて計画づくりをしていきたいと考えております。

○中村努委員 特に地域の中で、コミュニティ・スクールが入って、小中学校のいろいろな活動について地域がしっかり関わっていくというようなことが、もう大分定着してきたと思うのです。そういった声がこういったところに反映できるような意見聴取の仕方をぜひ考えていただきたいと思います。要望でいいです。

○委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

なければ、4目家庭支援費までの質疑を終了いたします。

次に、3款2項5目児童健全育成費から5項1目災害救助費までの説明を求めます。

○教育総務課長 それでは172、173 ページ、3款民生費2項児童福祉費5目児童健全育成費の2つ目の白丸、児童館・児童クラブ運営費1億5,223万円余につきましては、市内児童館・児童クラブの管理運営に関する経費で、会計年度任用職員であります児童館長、児童厚生員、放課後児童支援員、補助員の報酬のほか、維持管理に関する委託料等が主な支出で、財源は児童クラブ利用料負担金、国、県からの子ども・子育て支援交付金等が主なものです。私からは以上です。

○教育総務課担当課長 続きまして174、175 ページ、併せて予算説明資料の32 ページになります。説明欄の2つ目の白丸、児童館大規模修繕事業8,894万8,000円につきましては、老朽化しております宗賀児童館について、宗賀小学校の余裕教室に移転整備し、現児童館を解体後に駐車場に整備するための工事費及び工事監理業務委託料です。また、児童クラブ登録利用者数が増加しております塩尻東児童館について、トイレ等を増設するための実施設計業務委託料です。財源につきましては、国の次世代育成支援対策施設整備交付金及び県の社会福祉施設等整備事業補助金で、補助率はそれぞれ3分の1ずつ、また、公共施設等適正管理推進事業債及び社会福祉施設整備事業債になります。

次の白丸、児童館遊戯室空調設備設置事業5,074万9,000円につきましては、併せて予算説明資料32ページの2段目をお願いいたします。新規事業としまして、児童館の夏の猛暑対策としまして、児童館の遊戯室に空調設備を設置するための実施設計業務委託料、工事費及び工事監理業務委託料です。財源につきましては、緊急防災・減災事業債になります。私からは以上です。

○家庭支援課長 続きまして、6目発達支援費、説明欄の最初の白丸、元気っ子応援事業701万円余につきましては、子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるように、一人一人に応じた育ちを途切れなく18歳まで応援する事業となっております。1つ目の黒丸、元気っ子相談等謝礼412万円につきましては、医療相談、心理検査、言葉の相談、元気っ子のびのび会等における小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などへの謝礼となります。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして176、177 ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費の最初の白丸、生活保護事務諸

経費 1,634 万円余ですが、生活保護法に基づく面接相談員や就労支援員等の人件費及び保護決定、実施に必要なシステム維持、保守及び訪問等に直接係る経費です。

次に、2 目扶助費の白丸、生活保護扶助費 6 億 545 万 6,000 円ですが、1 つ目の黒ポツ、生活保護費は、生活保護法に基づきまして、生活保護受給者に対し、その世帯の人数及び生活状況等に応じて支給するものです。本年 1 月末現在の生活保護受給世帯数は 299 世帯、被生活保護者数につきましては 381 人となっており、昨年度末と比べ、被保護世帯数が 11 世帯、被保護者数が 15 人の増となっている状況です。次の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付費は、中国残留邦人支援法に基づき、帰国後の安定した生活を支援するため給付するもので、支援給付世帯数は 6 世帯、給付者数は 8 人です。いずれも、財源につきましては国 4 分の 3 になります。以上となります。

○市民課長 178、179 ページ、3 款 4 項 1 目国民年金事務費、説明欄 2 つ目の白丸、国民年金事務諸経費は、法定受託事務としての国民年金関連事務に係る経費となります。なお、経費は国の国民年金事務費交付金の対象となっております。私からは以上です。

○福祉課長 最後に、5 款災害救助費 1 目災害救助費の応急救助諸経費、災害弔慰金 500 万円ですが、災害により市民が死亡した場合、遺族に対し支給するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 ここまでの質疑を行います。ありませんか。

○中村努委員 175 ページの児童館遊戯室の空調設備ですが、宗賀児童館は、上の大規模改修に含まれますでしょうか。

○教育総務課担当課長 そのとおりです。

○中村努委員 分かりました。これは教育長にお伺いしたいのですが、根本的な問題になってしまうのですが、要するに、今の児童館が、児童館としてはほとんど機能していない。児童クラブとして機能しているという、本来の在り方とは違うと思うのです。改めて、別の児童館を全部整備するというのは無理な話だと思っていますが、児童館と児童クラブのすみ分けだとか協力だとか、どういう姿が望ましいと思われますでしょうか。

○教育長 委員がおっしゃったとおり、私も、ほとんどが学校を終えて行く子どもたちが集まっているのが現状だということは認識しています。それを広く、午前中 10 時ぐらいから開いているわけですので、来てほしいという思いはあります。一度、不登校関係のお子さんたちも、そこで自由にいられるような形にはしてみたのですが、なかなか集まっていないのが現状であります。学校の中にできてしまえば、なおのこと入りにくいというのが分かるのですが、塩尻市に限らず、割と空いている教室を使うというのが今の世の中かと、自分は思っています。すみ分けはとても難しいというのが現状であります。

○中村努委員 そこで、地域の公民館ですとか集会施設で、地域の人にかかなり担っていただかなければいけないことなのだろうというように思います。そうすると、児童館に行って、児童クラブのサービスを受けている子どもは、そういうところに行けないわけです。保護者がいないということですから。その辺、工夫というか考え方が、ルールを決めたりとかする必要があるのかと思っていますので、また、地域での、しっかり受入れ体制というのでも取り組んでいただきたいと思いますし、えんぱ一くが受験生にとっては使えないということは、非常に痛手だと思います。その受け皿も、そういうところが担っていけないと、えんてらすだけではとても受けきれなくて、DX センターもかなり限定された人しか使えないような気がしますので、夏休み中心として、特に地域の子どものための学習の場が確保できるように、各地域の協力を仰ぐようお願いしたいと思いますが、いかがでしょ

うか。

○教育長 本当に困らないような形で、子どもたちが学べる場はしっかり確保していきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、5項1目災害救助費までの質疑を終了いたします。

以上で、3款民生費までの質疑が終了ということです。ここで、3款民生費に関する自由討論を行います。ありませんか。

○中村努委員 せっかくの機会を設けていただいたので、保育料の無償化というのが主なことだと思います。財政的にも大変だということが分かっております。問題は、保育の質というものが絶対に低下をしないように、保育士の皆さんの御意見もよく聞きながら、環境とか処遇とかはしっかりと整えて、不適切な保育につながらないようにぜひお願いしたいと思います。

今後、一時的保育については、事業内容は理解をいたしましたが、やはり現場からすると、突発的な一時的保育というのはなるべく避けたい。定期的な毎日ではない保育というのが望ましいということで、今、誰でも通園制度ということが言われて、導入が開始されておりますので、その受け皿づくりをしっかりしていただきたいと思います。

あとは、障がい者の働く環境というのは非常に大事で、なかなか見えにくい部分がありますので、ぜひ事業者と障がい者を結ぶ、そういったことを行政にしっかりと担っていただくことを期待したいと思います。私の意見はそういう意見です。

○委員長 中村委員から意見がありましたが、これに対する他の委員の意見あるいは質問、可能ですので、ありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。それでは、違う自由討論も結構です。

○古畑秀夫委員 今、少子化で子どもが本当に減ってきて、塩尻市も昨年生まれた子どもが412人というような形でずっと減ってきて、将来、大変心配するわけですがけれども、結婚して子どもを産むという環境も問題だと思います。先ほど、私、保育士の正規、非正規のお話で数字をお聞きしたのですけれども、非正規で働いていて、年間200万円前後の賃金で、結婚して子どもを産んでという。非正規の場合だと、毎年雇用を更新するということです。なかなか安定していないということになってきて、なかなか結婚して子どもを産めないという、そういう状況もあると思うので、確かに、このように子育て支援の充実を図ってもらっていることは大変ありがたいし、昔に比べて、本当によくなっているとは思いますが、なかなかこういうことが進められていながら、一方で、先ほど言ったように、どんどん生まれる子どもが少ないという。一体どこに原因があるのかということであれば少し議論をして、皆さん、どのように考えているかというようなことを感じているところですが、私は、やはり非正規問題というのは大きいのではないかと思います。以上です。

○委員長 今、古畑委員からありました課題、問題点に関して、他の委員からあれば、いかがでしょうか。よろしいですか。ほかにありましたら。よろしいですか。

それでは、3款民生費まで、質疑と自由討論を終了とさせていただきます。

ここで休憩を挟みたいと思います。14時10分再開で、お願いいたします。

午後1時58分 休憩

午後2時07分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、4款衛生費に入ります。4款1項1目保健衛生総務費から4目母子保健費までの説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、予算書 180、181 ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、説明欄3つ目の白丸、未熟児養育医療給付事業 451 万 1,000 円につきましては、養育のため入院が必要な出生体重 2,000 グラム以下の未熟児等に対して必要な医療の給付を行うもので、その給付費が主なものとなります。なお、本人負担を除いた公費負担分の負担割合ですが、国が2分の1、市と県が4分の1ずつとなっております。

次の白丸、地域医療推進事業 5,520 万 1,000 円につきましては、予算説明資料につきましては18ページ以降になりますのでお願いします。地域医療推進事業につきましては、地域住民の健康管理、救急医療体制を関係団体や広域圏等で構築しているもので、休日などの医科、歯科、調剤を当番制にて確保するもののほか、平日の夜間や土日祝日の二次救急医療に関わるものなどになります。7つ目の黒ボツ、病院群輪番制事業負担金 1,458 万 3,000 円につきましては、平日の夜間及び土日祝日の二次救急医療について、松本広域圏の8病院に当番制で対応をしていただくものでありまして、その負担金になります。一番下の黒ボツ、国民健康保険檜川診療所事業特別会計繰出金 2,179 万円につきましては、特別会計への繰出金でありまして、詳細につきましては檜川診療所事業特別会計で説明をさせていただきます。なお、繰出金の財源としましては、過疎対策事業債 2,100 万円を充当しております。

183 ページの最初の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業 167 万円につきましては、産科医の不足を4市9町村の松本大北地域全体でカバーするために設立した協議会への負担金となります。分娩医療機関と健診医療機関の役割分担をする中で産科医療体制を確保するものです。

次の白丸、天使のゆりかご支援事業 1,260 万 4,000 円につきましては、不妊または不育症治療に対し、1治療機関に1回を限度に、事実婚を含む夫婦に補助金を交付するもので、助成期間は計6回、助成割合が自己負担の3分の2、限度額が30万円を補助するものです。

次に、2目予防費、初めの白丸、予防対策事務諸経費 2億 4,862 万 1,000 円につきましては、定期予防接種に係るワクチン代や、医療機関等において予防接種をお願いしている医師への委託料などになっております。説明欄上から10個目の黒ボツ、消耗品費 1億 1,005 万円余につきましては、14種類の定期予防接種に係るワクチン代などになっております。7つ下の黒ボツ、個別接種医師委託料 1億 369 万円余につきましては、医療機関において個別接種を塩筑医師会へ委託するものです。5つ下の黒ボツ、带状疱疹ワクチン接種委託料につきましては50歳以上を対象に、次の黒ボツ、おたふくかぜワクチン接種委託料は1歳以上2歳未満を対象に実施するワクチン接種委託料でありまして、令和6年度から新規に実施するものです。

185 ページの白丸、感染症予防等対策費 1,771 万 5,000 円につきましては、感染症法に基づき、結核等の予防対策を行う経費になります。下から2つ目の黒ボツ、結核健康診断委託料 1,386 万 4,000 円につきましては、結核、肺がん予防のための胸部レントゲン検査を健康づくり事業団に委託するものです。

続きまして、3目保健対策費、説明欄2つ目の白丸、健康増進事業 7,169 万円につきましては、健康増進法に基づく各種がん検診等を実施し、市民の健康増進を図るものです。説明欄の黒ボツ、保健対策事業委託料 5,601 万 9,000 円につきましては、胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診等について、集団検診を健康づくり事業団に、個別検診を建築医師会に委託し実施するものです。

187 ページの最初の白丸、歯科保健事業 713 万 8,000 円につきましては、乳幼児や妊産婦、成人などの歯科健

診や相談等を実施し、歯と口腔の健康増進に取り組むものです。

次の白丸、後期高齢者等保健対策事業 4,110 万 7,000 円につきましては、生活習慣病予防のため、75 歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者健診と、生活保護受給者を対象とした塩尻市健康診査を実施するなどの経費になります。説明欄下から 3 つ目の黒ポツ、後期高齢者健診等委託料 2,960 万 1,000 円につきましては、後期高齢者健診及び塩尻市健康診査について、集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託して実施するものです。

次の白丸、食育推進事業 758 万 1,000 円につきましては、食育活動を通じて市民の食に対する理解を深め、健全な食習慣の定着と健康づくりを推進するものです。

189 ページの最初の白丸、健康づくり支援事業 200 万円につきましては、ヘルスアップ委員会の活動支援や運動指導の実施、健康応援ポイント事業を実施するものです。

次に、4 目母子保健費、説明欄 1 つ目の白丸、母子健診事業 7,500 万 4,000 円につきましては、母子保健法に基づき、妊婦及び乳幼児を対象に各種健康診査を実施し、母子の健康の保持増進を図るものです。下から 3 つ目の黒ポツ、妊婦一般健康診査委託料、その下の乳児一般健康診査委託料、その下の産婦健康診査委託料につきましては、妊産婦及び乳児の健康診査や個別健診を長野県医師会と助産師会に委託し実施するものです。191 ページの 1 つ目の黒ポツ、新生児聴覚検査委託料は、新規事業として令和 6 年度から新たに実施するもので、全ての新生児を対象に聴覚検査を実施し、聴覚障害の早期発見、早期療養につなげるものです。

次の白丸、母子相談支援事業 2,090 万 8,000 円につきましては、妊娠・出産・子育てに関する相談、訪問事業等を通し、安心して出産・子育てできる環境の整備を図るものです。2 か所の安心サポートルームの運営や宿泊型産後ケア事業の実施等が主な取組であります。一番下の黒ポツ、母子手帳アプリ負担金は、令和 6 年度、新たに計上したものでありまして、母子手帳を保管し、子どもの成長記録や予防接種や健診等、子育てに必要な情報を受け取ることができる機能を持ったアプリ利用に係る負担金です。

次の白丸、出産・子育て応援給付金事業 5,397 万 3,000 円につきましては、国が推進する子育て支援策としての伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を一体的に実施するもので、必要な経費について計上をさせていただいたものです。なお、財源は国の補助金が 3 分の 2、県の補助金が 4 分の 1 となっております。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

○小松勝子委員 183 ページの予防対策のことでお伺いしたいと思います。初めに HPV ワクチンなのですがけれども、キャッチアップではなく、本来の対象者の方の現在の接種率というものは分かりますでしょうか。

○健康づくり課長 今年度、今のところですが、接種率 35%となっております。

○小松勝子委員 ありがとうございます。あともう 1 点、肺炎球菌ワクチンなのですがけれども、今までは 65 歳から 5 年ごとに、70 歳、75 歳、80 歳、100 歳くらいまで、それぞれ接種の通知があったと思うのですが、この 4 月 1 日からは 65 歳のみが対象ということで、それ以外の方は公費を受けられなくなってしまうということなのですが、本市においての肺炎球菌のワクチンの、65 歳以上で接種した方の割合というものは分かりますでしょうか。

○健康づくり課長 前年度、令和 4 年度の接種率ですが、29.6%となっております。ちなみに令和 5 年度、まだ 1 月までのデータしか取れてないのですが、こちら 1 月末の時点で 20.1%という状況です。

○小松勝子委員 非常に接種率が低いと思うのですけれども、これは定期接種というものではあるのですが、市独自で、もう少しこの制度を継続していただけるということではできないのでしょうか。

○健康づくり課長 高齢者肺炎球菌の定期接種につきましては、平成26年度から65歳を対象に定期接種が始まりまして、65歳以上の100歳までの方については5歳刻みで、経過措置として10年間定期接種を行うという国の方針でありまして、この計画期間がこの令和5年度で切れるということで、国の方針に従いまして、65歳を対象とさせていただくということです。

○小松勝子委員 ありがとうございます。市独自では無理ということですね。どちらにしても非常に接種率が低いということで、残念だという思いが強いのですけれども、こういった接種率が伸びない理由というのはどんなことが考えられるのでしょうか。

○健康づくり課長 こういう予防接種につきましては、副反応というものがつくものですから、そういったのを心配されている方がいるというのが一つの原因ではないかと思っております。

○小松勝子委員 ありがとうございます。副反応の怖さを感じると思うのですけれども、ただ、このままで、なかなか強制するというのも難しいこと、できないことだと思うのですけれども、ただ、せっかくある制度を、また病気を予防できるものに対してのものを、特にHPVワクチンに対しては、本当に病気を未然に予防することができるという取組のものであると思うのですけれども、そういったものが、なかなか接種率が上がらないということに対して、副市長、どのようにお思いでしょうか。お考えを。

○副市長 このワクチンについては、一時措置が中断したというようなこともあって、なかなかメリットとリスクについて、判断する当事者の方々が迷われるというような状況ができていないか、個人的には思っております。しかしながら、医療的なエビデンスでは、メリットのほうがはるかにあるというのは、私個人は思っています。やはり、これはメリットとリスク、双方をきちんと理解した上でのおのおの方が御判断いただくということだと思いますので、国もそうですけれども、市としましても、メリットとリスクというのをしっかりと情報提供をする中で、対象の方々には積極的な意思決定ができる、強制は当然できませんし、メリットだけではないということなので、どちらの情報も知り得た上で積極的な判断をしていただけるという環境づくりが必要かというように思っておりますので、そういう情報発信に心がけてまいりたいというように思います。

○小松勝子委員 ありがとうございます。私の知り合いの娘さんは、5年ぐらい前になるのですが、子宮頸がんが原因で、21歳で亡くなってしまいました。亡くなったとき、親御さんが、ワクチンを打っていれば違ったかもしれないということで、ものすごく悔やんでいた姿が忘れられないのですけれども、そういった形で、リスク等も考えられないわけではないのですけれども、やはりそういった、悔やむ、やっておけばよかったと後悔するような、そういった方が本当に出ないことを望んでいきたいと思ひますし、もう少し接種に対しての意識が高まるような取組をぜひ進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 191ページ一番上の新生児聴覚検査委託料、初めて計上していただいてありがとうございます。議会でも要望させていただいております。その黒ボツの一番下に、新生児聴覚検査助成金というのがありますが、これは、検査委託料とどのような違いがあるか教えてください。

○健康づくり課長 これは新生児聴覚検査を県外で受けた方に対する助成金です。

○中村努委員 その件は分かりました。その下の母子相談支援事業の黒ボツの一番下、母子手帳アプリ負担金で

すけれども、通常の紙ベースの母子手帳は、標準のものを使われているということによろしいですか。

○健康づくり課長 通常の母子手帳は紙ベースのもので、それを補完するためにスマートフォンでアプリを導入して使っていただくということになります。

○中村努委員 ありがとうございます。このアプリを使っている方の割合などというのは、大体でいいですけど、分かりますでしょうか。

○健康づくり課長 割合といいますか、昨年度から始めた取組なのですが、今現在で 463 人の方に登録いただいて、利用いただいております。

○中村努委員 紙ベースですと、リトルベビーハンドブックという超未熟児の方の健康管理もできるものですが、アプリにするとそれも可能であるということで、お子さんの成長記録が途切れることなく使えるということですので、このアプリの導入を進めていただきたいのと、この負担金というのは、アプリを入れる人の人数によって金額というのは変わってくるのですか。

○健康づくり課長 業者の方から指定があったものですが、出生数の人数によって金額が定まっているということでありまして、250 人以上の市につきましては、一律 61 万 200 円という金額が決まっていると聞いております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○赤羽誠治委員 189 ページの健康ポイント事業についてですけれども、たしか、4 年目くらいになりましたか。事業の効果とか内容についてお願いしたいと思います。

○健康づくり課長 健康応援ポイント、令和 2 年度から実施をしております、おかげさまで実施者数は少しずつ、今年度も 400 人を超えて、伸びつつあるという状況です。その中で、アンケートを取る中で、こういう事業を通じて、自分の行動変容を起こすことが大事だというようなことをおっしゃっている方もいらっしゃいまして、少しずつではありますが、効果は出ていると感じております。

○赤羽誠治委員 これは毎年、広報か何かの折り込みで、こういう健康ポイントのものが入っていましたか。もう少しこれを PR して、400 人、塩尻市民、健康管理するような人の人数からいくと、少ないかなというように思うものですから、せめて 4 桁、1,000 人以上というような感じでもって推進してもらえかどうかと思うのですけれども、その辺、どのようなお考えかお願いします。

○健康づくり課長 こちらにつきましては、毎年、広報に入れさせてもらいまして、全市民の方が使えるような状態になっております。やはり PR するのはすごく大事だと思うものですから、各地区でのヘルスアップの活動ですとか、各種健康講座の際に、こういった健康応援ポイントの PR をして、健康増進を図っていきたいと考えております。

○赤羽誠治委員 やはりこうやって自ら健康を守っていくということはすごく大事なことで、もう少し積極的に PR をして、この事業の参加者が増えるような、そんな形の取組をしていただければと思います。要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 183 ページの出産・子育て安心ネットワーク事業ですが、私が不勉強なせいかもしれませんが、塩尻市に産科医がないということで、研究をしてもらう組織だという認識くらいしかなくて、実際、この団体というかネットワークの具体的な事業というのは何をされているのでしょうか。

○健康づくり課長 まず、こちらのネットワーク協議会ですが、分娩医療機関が 6 機関、健診医療機関が 16 機

関、参加していただきまして、それぞれ分娩とその健診とのすみ分けをして、分娩の体制を整えているということです。あと、それぞれ研究ということで、リスクの高い子どもの出産等に対して研究費を払ったり、あるいは分娩と健診のすみ分けに当たって、共通診療ノートというのを作っておりまして、そちらを作って配付するような、そういったような仕事をしております。

○中村努委員 分かりました。具体的にそういう事業があると。会議しているだけではないということですよね、理解しました。

○委員長 ほかにありますか。

私からですけれども、181 ページの地域医療推進事業の病院群輪番制事業、先ほど説明がありましたけれど、松本圏域でも8病院というお話だったのですが、その中に塩尻市内の病院というのは含まれていますでしょうか。

○健康づくり課長 二次救急医療機関としては、塩尻市の病院は含まれておりません。全て松本市等の医療機関になります。

○委員長 予算説明資料の18 ページに、今の地域医療推進事業の説明があるわけですが、この中で医療機関の休日夜間の診療、一次、二次の救急体制の確保、これのための費用だということはよく分かるのですが、この二次救急体制の確保というのは、それに当たる市内の病院はないと、そういう認識でよろしいですか。

○健康づくり課長 そのとおりです。

○委員長 もう1点、一番下の檜川診療所事業特別会計繰出金2,179万円ということですが、金額では、2,100万円が、財源が過疎債だということで、これはソフト事業分という枠が充ててあるという理解でよろしいでしょうか。

○財政課長 おっしゃるとおり、ソフト事業になります。

○委員長 結構です。

ほかにありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、4目母子保健費までの質疑を終了いたします。

次に、4款1項5目環境衛生費から3項1目上水道施設費までの説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費の説明欄上から3番目の白丸、花による美しい環境づくり事業126万2,000円になりますが、サルビアやマリーゴールドなど、花苗配布による支援を行いまして、地域が主体となって花壇などの景観づくりを進めるものです。

続きまして、次の白丸、「クリーン塩尻」推進事業52万3,000円につきましては、現在、事業所、学校、地域団体など、62の団体の方々とパートナー制度を結びまして、清掃機材や燃料などの支援を行うものです。

続きまして、ページ最後の白丸、廃棄物不法投棄防止対策事業868万8,000円につきましては、市内の不法投棄のパトロール、回収及び処分の費用、また監視カメラの通信費用などを計上するものです。警察等の連携によりまして、不法投棄を防止しまして、きれいなまちづくりに向けて取り組んでまいります。

続きまして、194、195 ページ、最初の白丸、公衆衛生施設等管理事業の上から4番目の黒ボツ、公衆トイレ清掃委託料22万円につきましては、大門一番町と塩尻町の公衆便所の管理委託料となっております。

次の白丸、狂犬病予防事業170万9,000円につきましては、狂犬病予防法に基づく犬の適正管理と狂犬病予防注射の推進を図るものです。最後の黒ボツ、猫不妊去勢手術費補助金46万2,000円になりますが、市内に居住する個人または団体が、飼い主のいない猫に動物病院等で不妊手術などを受けさせた場合に、その手術に係る費用

を雌1匹につき5,000円、雄1匹につき2,000円補助をするものになります。近年、猫の苦情が多く寄せられていることから、本年度増額しまして、集中的に対策を図ることとしております。

次の白丸、地区衛生推進事業959万9,000円につきましては、春と秋の一斉清掃のほか、市衛生協議会との連携により、ごみの分別、減量への取組を行うものです。

次に、6目環境保全費の説明欄の白丸、環境保全対策事業565万1,000円になりますが、市内の幹線道路の騒音調査や市内の河川の湖沼の水質調査をするものになります。環境保全対策の基礎資料となっております。

196、197 ページ、最初の白丸、自然環境保全事業584万8,000円になりますが、上から6つ目の黒ボツ、外来種対策戦略検討等業務委託料249万7,000円につきましては、今年度、新たに計上するものでありまして、市内への生息域が拡大しております特定外来生物でありますオオキンケイギク、オオハングソウ、アレチウリなどの現状と防除対策を定めるため調査を委託するもので、今後、市内の生物多様性の確保に取り組んでまいります。なお、財源につきましては、国の外来種対策戦略検討等事業を予定しておりまして、補助率は10分の10です。次の黒ボツ、高ボッチ高原整備工事119万9,000円になりますが、国定公園の特別地域への侵入を防ぐために防護柵を設置するものでありまして、県の自然環境保全整備支援事業補助金を予定しておりまして、補助率は100分の45です。

次の白丸、環境教育推進事業78万3,000円になりますが、上から4番目の黒ボツ、環境学習講座委託料につきましては、保育園や小中学校のほか、地域団体との体験学習や講座の開催、講師派遣などを支援するものになります。これらの学習の成果を展示する場として、えんぱーくにおいて、しおじりエコ展を開催しまして、環境学習の意欲の向上に努めてまいります。

次の白丸、環境管理システム推進事業79万2,000円、一番上の黒ボツ、審査登録・支援業務委託料になりますが、市役所58施設のISO14001の定期審査を受ける委託料となっております。

次の白丸、合併処理浄化槽設置事業605万6,000円につきましては、公共下水道及び農業集落排水事業の区域外における生活環境の整備促進を図るものでありまして、合併浄化槽の整備促進の補助金を交付するものとなっております。

次の白丸、紙のタイムマシン活用事業288万7,000円になりますが、上から3番目の黒ボツ、古紙再生機使用料につきましては、本庁に設置しております古紙再生機1台のリース料となっております。

最後の白丸、ゼロカーボン推進事業2,315万円になりますが、最初の黒ボツ、再生可能エネルギー関連機器導入補助金2,160万円につきましては、今年度、第六次総合計画スタートに併せまして、地球温暖化対策を強化するものになっておりまして、再生可能エネルギーの導入と、その域内利用を促進するため、太陽光発電設備や蓄電池などへの補助金を新たに創設するものです。この取組はエネルギーの地産地消を目指しておりますので、国の固定買取価格制度を受けずに、蓄電池などと併せて、自家消費をメインで取り組んでいただくものになります。なお、財源につきましては、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用しまして、設備に合わせた補助率により3分の1から全額の支援を受けるものですので、今後、これから交付申請を行いまして、補助金の交付時期は7月以降になるものになります。上から3番目の黒ボツ、再エネ診断補助金につきましては、工場や事務所などのエネルギー使用量の現状を把握しまして、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入を調査して、無理のない範囲で効果的に再生可能エネルギーの導入に踏み出すための事業者向けの診断支援となります。

続きまして198、199 ページ、7目斎場費の説明欄一番上の白丸、斎場施設管理費3,176万9,000円になります

が、斎場の運營業務及び施設管理に係る経費となります。一番下の市外火葬場利用補助金は、斎場の改修工事のほか、ひつぎの大きさなどの理由によりまして、市の斎場が利用できずに市外の火葬場を利用した場合の自己負担額が、市の斎場を利用した場合と同額となるように、市外料金の差額分を補助するものです。

次の白丸、斎場施設維持整備費 2,092 万 8,000 円、一番上の黒ボツ、営繕繕料につきましては、斎場の個別施設計画に基づき修繕を行っておりますけれども、本年度は動力制御盤及び中央監視盤の更新を行うものになっております。計画に基づき、適正な維持管理を図ってまいります。

〔庁内放送〕

○委員長 では、放送の指示に従って、黙とうをお願いいたします。

〔黙とう〕

○委員長 それでは、再開をいたします。

○生活環境課長 次に、8 目霊園費の説明欄一番上の白丸、霊園管理諸経費 1,632 万 7,000 円につきましては、200、201 ページの説明欄上から 6 番目の黒ボツ、霊園整備工事 316 万 5,000 円になりますけれども、聖地ののり面が急勾配になっておりますので、昨年度に引き続き、土留め工事を行うほか、現在、合葬墓の引き合いが非常に強くて、合葬墓の個別埋蔵室の残数が非常に少なくなっていることから、今年度、新たに 1 体用を 56 室、2 体用を 14 室の埋蔵室を増設するものです。

次に、2 項清掃費 1 目し尿処理費の説明欄一番上の白丸、し尿処理施設管理費 5,652 万 8,000 円になりますが、中ほどの黒ボツ、営繕修繕料 925 万 5,000 円につきましては、し尿処理をする際にごみなどを取り除きます破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレスの修繕費用となっております。202、203 ページの説明欄下から 2 番目、設備改修工事 980 万円につきましては、沈渣除去用の真空ポンプの修理となっております。

次に、2 項清掃費 2 目ごみ処理費の説明欄上から 2 番目の白丸、ごみ処理負担金 1 億 9,478 万 1,000 円につきましては、2 市 2 村、塩尻市のほか、松本市、山形村、朝日村によるごみの共同処理をしております松塩地区広域施設組合の運営及び管理に係る負担金となっております。

次の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業 1 億 4,874 万 3,000 円になっておりますが、下から 8 つ目の黒ボツ、廃棄物収集委託料につきましては、可燃物、不燃物及び有害物のごみ処理の収集運搬委託料となっております。次の黒ボツ、廃棄物破砕処理委託料 2,739 万円につきましては、可燃性の粗大ごみや不燃物の破砕処理の委託料となっております。下から 2 番目の黒ボツ、ごみ袋製造業者物価高騰等対策補助金 574 万 9,000 円につきましては、急激な物価上昇を抑えるために令和 4 年度の後半から始めたものですが、賃金上昇の機運が高まりつつある現在、市場動向に合わせて調整していく必要性もあることから、徐々に縮小するというところで、令和 5 年度の 2 分の 1 ということで今年度は計上させていただきました。

最後の白丸、資源リサイクル推進事業 2 億 1,643 万 7,000 円につきましては、プラスチックの容器包装、今年度からはこれに製品プラスチックも加わります。瓶、缶、ペットボトル、紙類、その他金属等の収集運搬中間処理資源化委託料となっております。上から 7 番目の資源物再商品化委託料 990 万円の内訳につきましては、製品プラスチックの分別区分変更に伴う資源化、これは製品プラスチックの資源化に 940 万円余、瓶の資源化が 28 万円余ということになっております。残りは、容器包装プラスチックになっております。次の黒ボツ、プラスチック資源収集運搬委託料 1,883 万 9,000 円につきましては、収集時間の延長や人件費や燃料等の経費を計上しております。下から 6 番目のクリーンセンター受入業務委託料につきましては、クリーンセンターにおきまして不

燃物など受入れ業務を行っておりますけれども、令和6年度から大型の製品プラスチックを受け入れることから、人員を1名増やしまして、スムーズな対応が図れるよう努めてまいります。説明は以上となります。

○委員長 それでは、ここまでの質疑を行います。ありませんか。

○中村努委員 201 ページの霊園費の永代使用料還付金ですけど、これは一度購入したけれども返すという人に対する還付金ですよね。これは増えているということですか。

○生活環境課長 この件数自体は、金額自体は、年度によってかなりばらつきがあります。比較的新しく購入された方で保有期間が短い方につきましては、還付率が2分の1等になりますので、還付金額は多くなりますけれども、逆に、かなり長い期間持っていただいた方で、例えば市内にまたお墓を構えた方につきましては、還付金額が4分の1になります。昔、購入金額が低い上に還付率が4分の1ですので、件数が多くても、昔、持っている方が返される場合につきましては、こちらの還付金は少なくなる。そういうような形の計算になっております。ただ、近年は、やはり増加傾向にありつつあるということは確かなところですよ。

○中村努委員 それと、合葬墓が増えたというのは関連があるのですか。普通の墓地から合葬墓に切り替えるという方が。

○生活環境課長 大きな直接的な影響というのがあるかどうかというのは、分析しないと何とも言えないのですが、所有するときには、区画を1区画買くと38万円かかるところが、こちらの合葬墓で、特に共同埋葬ですと5万円で購入できることから、比較的どういった方でも購入をしやすくなるというケースがありますので、今後は合葬墓の利用が増えてくるというような形になってくるかと思えます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 同じく、関連してですけども、最近、墓じまいをする方が増えてきていて、墓石だとか、いろいろな周辺にある柵だとか、そういうものも片づけが困ると思うのですけれども、もし墓じまいをしてお墓を返したときには、これは全部個人負担ということになるでしょうか。

○生活環境課長 購入されていますので、その処理につきましては個人負担になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 市には直接関係ないと思うのですが、廃棄物の処理の関係で、クリーンセンターの改築の問題がよくニュースになっています。計画は滞っているのか、順調にいつているのか、その辺の状態を教えてくださいませんか。

○生活環境課長 現在、松塩地区広域施設組合で新炉建設を計画しております。今年度の6月の議員全員協議会でも説明をさせていただいているのですが、基本計画までの計画は策定済みになっております。当初は令和11年の開業予定だったところを、現在は令和15年の開業予定という形になっておりまして、それに向けて取り組んでいるというところでお聞きしております。

○中村努委員 食肉加工場の関係でつまづいているということをニュースでは聞いているのですが、特に支障なく進んでいるということでしょうか。

○生活環境課長 詳細なところは私のほうでも分かりかねるところですが、現在、松本市を中心にしっかりと取り組んでいただいているというようにお聞きしています。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 197 ページの外来種対策戦略検討等業務委託料。これは、オオキンケイギクだとかアレチウリ

の駆除の検討をするという委託料ですか。

○生活環境課長 現在、市には、どこら辺に特定外来生物が繁殖しているかという、そういった基礎データが不足しております。繁殖エリアの状況が、これ以上増えてしまうと困る場所だとか、そういったところを洗い出して、集中的にそういった自然を守るべきところをマッピング化して、それに対して防除対策をする。これがメインになっておりますので、今後、そういった繁殖していて、かつ在来種に影響を及ぼすところについては、対策も兼ねて、こういう委託事業ということで発注するものになっております。

○赤羽誠治委員 計画を立てるということで理解をしましたが、いろいろな部分で影響のない、例えば道路ののり面だとか、そういうところのほうのアレチウリだとかオオキンケイギクはかなり植生があるのです。そういうところも含めて調査をする。市内全体を取りあえずはプロットすると、そういう考え方でいいですか。

○生活環境課長 おっしゃるとおりです。そういったところも含めて調査をすると。その部分の駆除対策みたいなものを位置づけるような形になります。

○赤羽誠治委員 これは令和6年度だけでやって、令和7年度以降には対応策をやっていくという、そういう理解でよろしいですか。

○生活環境課長 おっしゃるとおりです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 205 ページです。知らないものですから教えていただきたいのですが、剪定木の処理というのはどのように行って、なぜ1,500万円もかかるのかということ。例えば、Fパワーの燃料材などに使えないのかというのを、理由を教えていただきたいと思います。

○生活環境課長 現在、やはり量が非常に多くあります。これを処理するための堆肥化の費用になっております。量が多いものですから、単価当たり計算しますと金額が多くなります。このFパワーの関係につきましては、私からは説明ができないのでお願いいたします。

○小澤彰一委員 Fパワーは協定がありますので難しいと思いますけれども、剪定木だとか、先ほど赤羽委員からありました外来種などの雑草、ああいうようなもの、例えば支障木だとか、そういうものも含めて、どのように処理されるのですか。

○生活環境課長 剪定木につきましては、住岡産業でのチップ化、破碎になります。あと、それ以外に落ち葉等があります。落ち葉等は、市外の業者に搬入して堆肥化するという形になっています。これによって販売するという形にはなっていますが、有効活用するという形になっております。

○小澤彰一委員 そうすると、剪定木については、チップ化するのに約1,600万円かかるということですか。

○生活環境課長 チップ化と堆肥の2つの行くルートがありますので、その方法になっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、4款3項1目上水道施設費までの質疑を終了いたします。

以上で、4款衛生費までの質疑を終了いたしました。この衛生費に関する自由討論を行います。ありませんか。

○委員長 2点、意見がありますので申し上げます。医療の確保に関して、私は2つ、大きな危機感を抱いております。1点は、皆さん御承知のように檜川診療所に関して。それは特別会計でまたお話ししますが、もう1点は、市内の医療の現状です。これに関して、先ほどの質問内容にも関わりますが、二次医療が、実質この市内では確保できない。これはずっとそういう構造でしたので、今ここですぐに対応ができると思っ

ていませんが、二次医療確保、こういったことが、市の大きな課題だし、解決していくべき課題、そこに施策をつけて対応を、私はぜひ、やっていっていただきたいと思っております。先ほどありましたように、全て市外の病院に頼らざるを得ないことに関しては、もっと危機感を持つべきだということが1点。

それと、一次医療機関もそうです。今、お医者さんがみんな高齢化をしていて、後継者を探すのにかなり苦慮をしている状況。私の情報だと、この3月にも辞める医院がおられるという情報が入っています。そういったことの中で、これは、そうですかといって市が手をこまねているということにはならないのではないかと。第六次総合計画の、あるいは計画書に、ぜひ、その対応をしていくべきだというように提案もしましたけれども、まだそこまで危機感が足りてないのではないかとというように私は感じます。ぜひ、皆さんにも危機感を共有してもらいたいし、それがどういうことなのかということをしかり、きちんと書いたもの、あるいはデータ、こういったことで対応を、やはり市一丸となってやっていくべきだと私は考えています。

それと、檜川診療所で歳入の部分に関してありましたが、そこだけ一言申し上げます。過疎債のソフト分を先ほど充てていると。檜川診療所の会計が2,100万円以上の赤字が出る。それを当然一般会計から補填をするという構図です。それで、その財源に過疎債を充てる。それは、制度的にはソフト事業分というのがありますので、それを充てていただいているということで、檜川に住んでいる者としては、当面、続いていくためのことをやっていたいただいているのだと思ってありがたいのですが、毎年2,000万円からの赤字が生ずる経営の構造です。そこに、財源に一般会計からの繰入れをしなければいけないのですが、地方債を充てる。過疎債が幾ら有利な起債とはいえ、これは起債でありますので返済が伴います。負担が、どんどん実は増えています。例えば5年たてば1億円の負債。これをソフト事業分で充てるという構図です。これは、ずっとその状態で将来までいいのかどうか。

これは極めて疑問ですし、そこで1点だけ、中村委員にお聞きしたいのです。中村委員、12月の代表質問で、心配をいただいて質疑がありました。いつまでもこういう状態でいいのかと。市民の目線からすると、これが心配だということをおっしゃっていただいた。私も全く同感ですし、その状況が続いていくということに関しては本当に危機感を持っていますが、その財源に過疎債がソフト事業分を充てるというのは、私は、実質、赤字地方債ではないかと。制度的にはソフト事業分という名前が当たっておりますが、赤字を埋めるための財源に起債を充てているということで、実質、これは赤字地方債というように、私は言えるのではないかと。これは制度的にいいということだけで、私は、ずっと行くべきではないし非常に危険。住民からすると、そういったことが理由で赤字の累積、これが理由でもう診療所が継続できないという、遅かれ早かれ、そういう状況が来るのではないかと非常に心配をしております。それだけ、ぜひ皆さんにも共有もしていただきたいし、中村委員には、それを聞いていかがかと。一言だけ、御意見を賜ればありがたいと思います。

○中村努委員 私も、檜川村が合併してから、檜川地域へ出向く回数というのは非常に多くて、地域住民の皆さんの声もなるべく聞くように努めています。患者数が激減しているということの原因が、果たして診療日数を減らしたことが原因なのだろうかということを、よく考えていかないといけないと感じています。では、日数を来年度から2日、半日ずつですけれども、2日に増やすと。果たして、それで患者が戻ってくるかというと、そういうことはなかなか想定しづらいという印象を持っています。

過疎債については、その対象になる地域の皆さんのために活用されればいいので、皆さんで使い道を決めていただいてもいいくらいに思っているのですけれども、どうも、この檜川診療所については、あっても行かないと

いう人の意見もきちんと聞かないと、根本的な解決にならず、何かこの住民不在のところで議論をしていても、なかなか前に進まないのだろうというような実感を持っています。

もし可能であるならば、全住民アンケートみたいなものを行って、どういった診療所なら利用したいのかとか、存続していけると考えるのかとか、住民の皆さんの声を聞いてみたいという気もいたします。それに基づいて、これは檜川の皆さんの希望ですから、過疎債を使って継続させてくださいという結果になるのであれば、それはそれで仕方がないかと思いますが、できれば、訪問診療あるいはオンライン診療に切り替えて、この有利な過疎債というのを、檜川地域の別の発展に使ったほうが私にはいいのではないかと考えていますので、まずは住民の皆さんの真意を知りたいというのが私の意見です。

○委員長 ありがとうございます。ぜひ公の場で、私はやっていただきたいと思います。今言われる意味、よく分かりますし、さりとて運営に関しては、また特別会計でしますので、これ以上、ここではやりません。市の姿勢だとかいろいろな状況は、今中村委員が言われた状況も全く理解もできますし、それで、なおかつ、私が前から言ってきた、運営はやろうとすればもっと赤字幅は縮められる、できれば平らにしていきたい、そういう努力が、私はまだ可能だと思っております。そういうことの中で、何をどうすればいいのかということに関しては、ぜひ皆さんのお知恵もいただきながら、前に進める、転んでいく、そういったようにしていきたいと考えていますので、この際、皆さんに意見を聞いていただき、できれば一緒に考えていただきたいと思いますので、今日はそれまでにさせていただきます。以上です。

ほかにありますか。なければ、4款衛生費については、これで終了したいと思います。

ここで、休憩を10分間入れたいと思います。3時25分再開をお願いいたします。

午後3時13分 休憩

午後3時23分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

次に、5款労働費の説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、予算書の206、207ページ、5款1項1目労政費の主な事業について説明をいたします。説明欄の上から3つ目の白丸、労働者福祉対策事業の1つ目の黒ボツ、中小企業退職金共済掛金補助金360万円につきましては、中小企業退職金共済などの掛金を支払った事業主に対し、110事業所500人分の掛金の一部を補助するものです。その下の黒ボツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金800万円につきましては、個人事業者を含めた中小企業勤労者の福利厚生を図る塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターへの運営補助金で、塩尻市の負担分568万3,000円と、朝日村、山形村からの負担分231万7,000円を合わせて補助するものです。

次の白丸、雇用対策事業の上から8つ目の黒ボツ、耐震診断委託料424万6,000円につきましては、昭和43年建築のシルバー人材センターの建物が建築から56年が経過し、老朽化が進んでいることから、耐震診断を行い、改修の方向性を検討するための委託料です。説明は以上です。

○先端産業振興室長 予算書208、209ページ、説明欄の白丸、塩尻型テレワーク推進事業について御説明します。併せて、説明資料24ページを御覧ください。こちらの事業につきましては、塩尻振興公社が運営するKADOにおいて、より多くの時短就労希望者が安心して働ける環境を確立するため、受注業務の拡大と自営型テレワークの育成に係る経費を計上するものとなります。

2つ目の黒丸、地域活性化起業人委託料、4つ目の黒丸、地域活性化起業人活動負担金につきましては、KADOにおける受注業務の拡大と収益性の向上を図るため、総務省が推進する地域活性化起業人の制度を活用し、現状は不足しています、いわゆる営業人材を確保するための経費となります。具体的には、シェアード業務やデジタル業務等、KADOの業務開拓先として期待される専門性の高い領域における営業活動を担える民間人材を活用するため、三大都市圏の民間企業からの在籍派遣によって人材を確保し、体制の強化を図るものとなります。次に、3つ目の黒丸、塩尻型テレワーク推進事業負担金につきましては、KADOにおいて取り組む自営型テレワーカーの育成に必要な事業費を負担するものとなります。具体的には、KADOに登録したものの、まだ基礎スキルの不足によって業務受注に至っていないテレワーカーを対象とした基礎スキル研修だったり、あとは既に業務を担っていただいているテレワーカーを対象とした、より高度な業務にチャレンジするためのリスキリングに取り組む予定であります。なお、財源につきましては、地域活性化起業人委託料活動負担金が特別交付税の対象となります。私から説明は以上となります。

○委員長 それでは、5款労働費に関して質疑を行います。ありませんか。

○古畑秀夫委員 209 ページの塩尻型テレワーク推進事業。今年度より 2,590 万円ほど減っているということですが、これはどういうふうに考えればいいとか、どういう経過で金額が減っているのかどうかを含めてお願いします。

○先端産業振興室長 KADOにつきましては、今年度まで3年間にわたって地方創生推進交付金の対象として、KADOのいわゆる経済的自立化に向けた取組を行ってまいりました。営業費用であったり、マネージャー費用、そういったものを市からの負担金で、財源としては地方創生推進交付金を活用してきたわけですが、来年度からは、地方創生推進交付金の事業が終わるということで、より経済的自立性を保つために、最低限必要な人材育成の経費等を市で負担し、基本的にはKADOの売上げによって、いろいろな経費を賄っていく、そんな考えであります。

○古畑秀夫委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、5款労働費全般の質疑を終了いたします。ここで、5款労働費に関する自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討論を終了いたします。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。

○農林課長 それでは、予算書の 212、213 ページ、6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費、説明欄上から2つ目の白丸、農業総務事務費の下から4つ目の黒丸、農業振興地域整備計画作成委託料につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法におきまして、おおむね5年ごとに行うとされております基礎調査等に基づきまして、必要に応じて見直しを行うこととされております市町村計画の作成委託料です。令和6年度は、令和7年4月の見直しに向けました最終年度に当たることから、パブリックコメントを実施するとともに、庁内外の機関及び議会に協議を行う予定です。

予算書の 214、215 ページ、説明欄上から2つ目の白丸、有害鳥獣駆除対策事業につきましては、野生鳥獣による農林業被害の防止や軽減、また、安全安心な居住環境を確保するための対策費です。下から5つ目の黒丸、有

害鳥獣駆除対策協議会負担金につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害防止特措法に基づいて、本市が策定いたします鳥獣被害防止計画に沿って野生鳥獣の防除、捕獲を行う市協議会に対する負担金です。なお、本事業の財源につきましては、県の野生鳥獣総合管理対策事業補助金で、補助率は2分の1などです。

続きまして、次の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業につきましては、果樹農家の生産意欲の向上を図るため、果樹棚の整備や施設栽培の導入、また、優良な果樹苗木の導入を促進しまして、本市特産のブドウを中心とします果樹総合産地として振興を図るための推進費です。最初の黒丸、果樹園整備促進事業補助金につきましては、果樹棚整備、優良苗木導入、ブドウ雨よけ施設整備などに対する本市独自の手厚い補助事業です。

予算書の216、217ページ、説明欄上から2つ目の白丸、農業経営体育成支援事業、下から6つ目の黒丸、新規就農者育成総合対策事業補助金につきましては、国の事業で、49歳以下の親元就農を含む認定新規就農者が月12万5,000円を最長3年間受給することができる経営開始資金では4人分、また、機械施設導入や果樹の改植、機械リースなどで最大1,000万円までの受給が可能な経営発展支援事業では2人分を、新規就農者の意向や動向を踏まえまして、それぞれ見込んだものです。なお、本事業の財源につきましては、経営開始資金につきましては、国の新規就農者育成総合対策事業補助金10分の10です。

1つ飛んで白丸、農業公社運営事業につきましては、地域営農への継続支援として、耕作放棄地解消事業や農作業支援などに取り組みます市農業公社の運営を支援するものです。私からは一旦以上です。

○**農業委員会事務局長** それでは、218、219ページ、5目農地流動化促進活動事業費について御説明いたします。この事業は、農家の高齢化が進む中、遊休農地の発生防止を図りながら担い手農家を育成するため、農地の借手農家に対しまして奨励金を交付し、農地の流動化を進め、農業経営の安定を図るものです。私からは以上です。

○**農林課長** 続きまして、6目農地費、説明欄上から2つ目の白丸、土地改良事業、予算書220、221ページの説明欄上から2つ目の黒丸、農業農村基盤整備工事につきましては、各地区もしくは各改良区からの要望に基づきまして、国庫補助事業の長寿命化及び防災減災事業として、農業用施設の改修を行うものです。なお、本事業の財源につきましては、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金、補助率、国50%、県14%、市36%や起債などです。

同じページの上から2つ目の白丸、ため池耐震化事業につきましては、令和5年度に南熊井の竜神ため池と平出の酒屋ため池の廃止工事に加えまして、3月補正による堤体耐震調査費の前倒し実施等によりまして、前年度当初予算に比べ3,115万円の減となっております。

続きまして、7目農村公園管理費の白丸、農村公園管理諸経費、一番下の黒丸、工事請負費につきましては、さきの議員全員協議会、また、総務産業常任委員会で説明をさせていただきました本山キャンプ場の廃止に伴います構造物の解体撤去費です。以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。ありませんか。

○**青木博文委員** ため池の件でお聞きしたいのですが、今、市内には幾つため池あって、耐震の必要な箇所は何か所ぐらいあるかお聞きしたいのですが。

○**農林課長** ため池は全部で53あります。このうち、防災重点農業ため池が38あります。そのうち、耐震評価を実施した20の池がありますけれども、そのうち14が安全を確認済みという状況になっております。耐震性評価の検査のうち、問題があるとされた6池のうち、小坂田とみどり湖の2つの池は改修済みという状況。また、

町村大沢につきましては廃止。本山につきましては現在改修中。竜神については現在廃止中。残りの1つが沓沢池となっておりまして、6池の中の2つは改修済み、廃止または廃止中が2つ、改修中が1つ、また、沓沢については廃止に向け検討中といった状況です。

○青木博文委員 もう1点だけお聞きしたいのですが、ため池の跡地利用です。あちこちで公園にするというところもありますし、もう現在、埋めて公園をしたいのでというところもありますし、この辺の指導はどんな具合になっていますか。

○農林課長 ため池を廃止する際に、その跡利用につきましても、県に対して届出をして廃止をするという流れになっております。廃止後の跡利用につきまして、有効な補助金等は現在のところありませんが、地元の要望等を聞く中で、また地元と協議を繰り返す中で、跡利用について検討させていただいている状況です。現在、そういった調整中のため池が片丘の町村大沢です。

○青木博文委員 それではよろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 215 ページの6款1項3目の有害鳥獣駆除対策事業ですが、このところにGPSを活用した捕獲システムという形が今まで懸案になっていて、いよいよ実行に移しているという現状であると思うのですが、これの予算化されているものがこの中にあるようでしたら、この黒ボツがどれか教えてもらいたいのですけども、お願いいたします。

○農林課長 お尋ねの猿のGPSの首輪の取付けによりまして、データを蓄積して、行動範囲ですとか行動形態を探るというものにつきましては、塩尻市の有害鳥獣駆除対策協議会事業として取り組んでいるものでありまして、予算につきましては、有害鳥獣駆除対策協議会の負担金の中に含まれているという状況です。令和6年度につきましては、GPSの首輪の新たな購入とか取付けは、令和6年度におきましてはなくて、令和5年度で完了する見込みという状況になっておりますので、市の有害鳥獣駆除対策協議会の中でも、新たな費用等の発生は見込んでいないという状況です。

○副委員長 分かりました。生態調査ということなので、基本的には幾つくらいセンサーを群につけているのでしょうか。

○農林課長 取り付ける個体は1個体です。その1個体が、比較的、どの程度の行動をしているのかどうかを蓄積するのに使うという状況です。

○副委員長 この間の定例会の一般質問で出たときには、洗馬で1個体と北小野で1個体につけるということだったものですから、合計2個体になるという認識でいるのですが、それでよろしいでしょうか。

○農林課長 委員認識のとおりです。北小野でも1個体、先頃、装着を終えたところでありまして、現在GPSをつけている猿については2個体ということです。

○副委員長 分かりました。ありがとうございました。

それと、あと1点、このときに、農林課の担当になるか分からないのですが、農作物被害ということで、鳥獣被害対策をやっているのですが、人的、物的被害という形で、善知鳥峠の153号線のところに出没する猿と鹿とイノシシ、これの標識みたいなものを敷設というような要望があるのですが、そういった場合は、こういった形のルートでそういった要望をしいのか、ここで聞いてもよろしいでしょうか。聞かせてください。

○農林課長 国道ということになりますと、所管が飯田国道事務所になろうかと思えますけれども、そちらの道

路管理者と調整を図っていただくような形になろうかと思います。

○副委員長 分かりました。なかなか申請するのも、素人なものですから、また地域の皆さんと、警察とか、いろいろと相談しながら進めたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 217 ページ、新規就農者育成総合対策事業の補助金ですけれども、土地を借りたり取得したりする場合、親元就農の場合には問題ないと思うのですが、新規に土地を持たない方が借りたり、あるいは取得したりするときに、いろいろなハードルがあると思うのですが、これについて、何か予算的な措置というのはないのでしょうか。

○農林課長 農林課内の農業振興係内に、山地保全員という職員が会計年度任用職員でおります。この山地保全員が塩尻市の農地の空き具合ですとか、集約の状況ですとかを、地図ソフトを使って管理をしているという状況でありまして、過去にも、塩尻ワイン大学の受講生が受講中に農地が欲しいというような要望があった際には、山地保全員が動きまして、農家との間に調整に入り、各種届出の支援を行ったという実績があります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 221 ページの農業農村基盤整備工事。先ほど、水路と農道も含めての施設改修という話がありました。その2つ下に多面的機能支払交付金の事業があるのですが、これは改良区ですとか団体がやっている事業ですけれども、市がやる事業と、それから、この多面的機能の支払いを受ける団体の事業とのすみ分けというのはどうなっているか教えてください。

○農林課長 国の事業でありまして、それぞれ補助金を支給される要件というものがあります。その要件を満たす地域での自主的な取組、活動に対して、多面的機能払いの直接支払いの制度が適用になりますので、そういった地元の活動は尊重させていただきながら、その網から漏れたものに対して市ですくい取ると。要は、市直営で行うと、そういった線引きになろうかと思います。

○赤羽誠治委員 そうすると、多面的の交付金の中では対応しきれないものは、市に申請なりお願いをしてやってもらうという、そういう調整をしていくという、そういう考え方でよろしいですか。

○農林課長 その前に地元からの要望も受けておりますので、地区要望、区長を中心とする地元からの要望がありましたら、そちらも優先的に対応させていただき、最後に、どうしようもないといいますか、市でやらざるを得ないものがあつた場合には、市で直営でやることを検討するという流れになろうかと思います。

○赤羽誠治委員 そうすると、この農業農村基盤整備工事は、要するに、地元からの要望に対する工事という、そういう形ですか。

○農林課長 委員お察しのとおりです。

○委員長 よろしいですか。

○赤羽誠治委員 余力があれば、その分についてはやらないこと、要請に基づいてできるところまでやるという、そういう形ですか。

○農林課長 お察しのとおりです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○牧野直樹委員 221 ページの農地費の中の支障物件移転補償費の内容を教えてください。

○農林課長 支障物件移転補償費 1,300 万円につきましては、農業用施設の維持管理工事に伴います支障物件の

移転補償費です。具体的に申し上げますと、太田井堰、原新田ですけれども、バイパス化工事に伴います上水道の移転補償費に該当いたします。

○委員長 よろしいですか。

○牧野直樹委員 原新田の場所はどこですか。

○農林課長 奈良井川の河岸段丘の一番下の段に水を落とし込むという、そういう工事になりますが、原新田だと、今村橋の南側辺りになります。

○牧野直樹委員 堰へ入れるあそこの渡ってくる場所ですか。

○農林課長 最近、移転はしましたけれども、原新田にあります上條医院が昔あった場所。御存じないでしょうか。今、広丘駅前通りのところに移転をいたしましたけれども、住宅街の中を通っていくルートになります。

○牧野直樹委員 もう一回言って。その堰を造るため、改良するために。

○農林課長 太田井堰のバイパス化。これまで大雨が降ったりしたときに、結構、太田井堰が水を吹いてしまったというようなことがありまして、床下浸水程度ですけれども、前々から地元要望があったというようなことでありまして、改良工事をずっと続けてまいりました。今年度もやっております。その最後の、奈良井川に落とし込む、そういった工事になります。

○牧野直樹委員 そこに支障物件があったということですか。そこにあるということなのですか。

○委員長 よろしいですか。

○農林課長 具体的な支障物件につきまして、係長から御答弁を申し上げます。

○農村整備係長 今の支障物件の件につきましては、市道内に上水道また下水道が入っております。今回、バイパス化する水路が、暗渠化するヒューム管の工事でありまして、地下に設置するものです。その関係で、上水道また下水道が支障になりますので、その移転として実施するものです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、6款1項農業費までの質疑を終了いたします。

続いて、6款2項林業費の説明を求めます。

○農林課長 それでは、予算書 222、223 ページ、2項林業費1目林業総務費、説明欄上から2つ目の白丸、林業被害対策事業の一番下の黒丸、松くい虫等被害予防事業補助金につきましては、樹木の所有者または管理者によります、松くい虫等の被害を受けた樹木の迅速な防除を促進するために、所有者等が自ら取り組む樹幹注入あるいは伐倒駆除などの対応について補助するものです。なお、本年度の執行状況を申し上げますと、令和6年1月末時点で、申請件数19件、処理本数43本、支払額は387万8,000円でした。

次に、予算書 224、225 ページ、説明欄一番上の白丸、木質バイオマス地域循環システム形成事業の一番下の黒丸、木質バイオマス利用設備費等補助金につきましては、再生可能エネルギーの域内循環を図るためのまきストーブ、ペレットストーブ等の設置等を支援するものですが、事業費の統合のため純増となったものです。

その下の2目治山林道費、白丸、治山林道事業の下から3つ目の黒丸、林道改良工事につきましては、ソヤノウッドパーク上の林道大塚線の改築工事費です。なお、本事業の財源は、国の地方創生道整備交付金、補助率100分の45と、県の同じく地方創生道整備交付金、補助率100分の1、並びに公共事業等債です。

続きまして、3目造林費、最初の白丸、森林再生林業振興事業、予算書 226、227 ページの説明欄下から2つ目の黒丸、森林整備補助金につきましては、民有林のアカマツ林の樹種転換を行う林業事業体等に対して、国、県

の補助事業 10 分の 7 に、市が上乘せ補助 10 分の 3 を行うものです。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、2 項林業費に関し質疑を行います。ありませんか。

○牧野直樹委員 松くい虫の被害予防事業補助金。これはいろいろあったときの補正予算で取ったものだと思うのだけれども、補正予算でやった事業が、今現在 43 本やったというお話がありました。あのとき、補正予算は幾ら取りましたか。

○農林課長 9 月補正の予算額は 1,440 万円でした。

○牧野直樹委員 まだあと 1,000 万円残っています。それは、3 月までに使い切るということですか。

○農林課長 実際に 43 本の補助による伐倒駆除がありましたけれども、その後、林業事業体からかなりの予想を上回る伐倒駆除の申請がありまして、私どもでオーダーをした覚知本数が 1.5 倍という状況でありまして、私どもから委託を行った事業費がかなり伸びてまいりまして、実際のところは、補正を組んだこの予算を賄える部分、市の委託事業に流用をさせていただいているという状況です。

○牧野直樹委員 いい決断をした。それで、43 本で 387 万円余りお支払いしていると。大体 1 本切って 9 万円ぐらいのお金になります。例えば、今現在、市内の松くい虫の業者がやっている委託料というのは 1 本幾らぐらいの計算ですか。

○農林課長 担当の係長より答弁申し上げます。

○林業振興係長 今の御質問ですが、あくまでも平均ですけれども、令和 5 年度の実績、本事業費と、あと本数を割り返してみますと、1 立米当たりで 4 万 8,000 円かかっております。

○牧野直樹委員 1 立米 4 万 8,000 円というのは、380 万円の計算のものではなくて、業者がやっているものですか。

○林業振興係長 業者に委託している委託料です。

○牧野直樹委員 そうすると、この 43 本のほうは、立米数で換算すると幾らですか。

○林業振興係長 今の補助要項ですと、1 立米当たり 4 万円が上限です。

○牧野直樹委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○上條元康委員 223 ページ、今の林業被害対策事業の中のドローン保険料というのがありますが、この契約内容を教えていただけますでしょうか。

○農林課長 まず、ドローンでありますけれども、この本体は松本地域森林林業振興会からの寄贈をいただいたものです。御存じのとおり、松枯損木、山奥に行きますと、目視で確認できない場合が多くありますので、ドローンによって撮影をして、監視をするものというものです。このドローンが、非常に高価なものでありまして、また落下によって対人被害あるいは対物被害があるといけないということで、1 億円の保障内容の保険料をお支払いしているものです。

○上條元康委員 松くい虫の覚知に使っているということでもよろしいでしょうか。

○農林課長 お察しのとおりです。

○上條元康委員 非常に職員の省力化にもなりますし、また、下から見ては分からないものがあるでしょうが、上から見ると分かるものもありますので、ぜひ有効に使っていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今、松くい被害の部分で牧野委員から質問があったところですが、先ほど、持ち主なり地元の人たちの協力では43本ということで報告がありましたけれども、今年度、全体的には何本ぐらい切って、残りは一体どのぐらい、まだ枯損木といわれる部分が残っているのかというのは、ある程度把握していましたらお願いしたいと思います。

○農林課長 先ほどの所有者による自助努力による補助事業で伐採したものは43本。そのほかに、1月末現在の実績ですけれども、市の委託事業によりますものが696本ありまして、43本足す696本が739本という状況です。昨年度は、最終的に年度トータルで555本の伐採ということでありましたので、それをかなり上回るペースで、現在、伐倒駆除をしているところです。今のところ、覚知本数が1,000本を超えているという状況でありまして、予算が続く限り、今年度の予算を有効活用して、伐倒駆除を進めたいと考えているところです。

○古畑秀夫委員 聞くところによると、予算がもう終わってしまって、この3月中は予算がないのでできないみたいな話を聞いたのですが、その辺はどんなふうになっていますでしょうか。

○農林課長 予算が続く限り対応してまいりますけれども、対応しきれない分があった場合には、ない袖は振れないわけですので、翌年度の事業に繰り越さざるを得ないということになろうかと思います。

○古畑秀夫委員 もうほとんどないという状況のようでして、やはり松くいの被害の拡大を防ぐためには、どうしても5月いっぱいぐらい。6月に入ると、いわゆるカミキリムシが繁殖して飛び出していくというようなことを考えますと、途中で間が空いてしまって、せっかく地元でやる気になっていてもやれないという状況もあるようですので、ここで補正予算をとるわけにはいきませんし。本当に今年、来年、再来年あたりが、松本のようにならないかどうかの山場のような気がしますので、予算化をきちんとして、切れ目のない対応ができるようにしていただくよう要望しておきたいと思います。お願いします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 今に関連して、今、課長から繰り越すという話でしたけれども、ずっと切っていつてもらって、請求を新年度に繰り越すのか、それとも、切らない本数を翌年度に繰り越すのか、どちらなのか。要するに、お金がないので、3月31日まで切ってもらうのだけれど、請求は4月以降にやれば新年度予算で払えるからと、そういう形で繰り越しをするという意味なのか、切らない本数を全部繰り越してしまうのか、どちらでしょうか。

○農林課長 発注形態が、3社以上の見積りを取って発注をかけるというスタイルになっておりますので、予算がない以上、発注ができないという状況になります。

○赤羽誠治委員 予算がないので発注できないというのはよく分かる。だけど、今、古畑委員の言ったように、切れ目がないようにやるには、そういうことをいいとは言えないけれども、そういうふうにやることも一つかなということで、もう少し、その辺のところは柔軟にやってもらうといいかなと思います。これは別に要望でも何でもない、意見です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 説明資料の23ページの今の森林再生林業振興事業の記述の下から4行目からのところです。松くい虫被害防除のためのアカマツの樹種転換の記述があるのですが、この樹種転換というのは、非常にアカマツの松くい虫防除に対しては一番大事な基本的なことだとは思っております。要するに、樹種転換するに当たっては、指定する林のエリアをきちんと定義した形で進めていくという形で、緩衝帯のところを切ったりとかす

るという話が必ず出る話なのですが、これを指定する基準とか、そういったものは、どういった方針で樹種転換の区域、エリアを決めるのでしょうか。

○農林課長 樹種転換の施業を進めていく上で非常に重要になりますのは、所有者の理解と同意になります。幾ら計画を絵に描いても、同意が得られなければ進めることができないということになりますので、まずは、同意を取り付けられるかどうか重要なポイントになります。その上で、特に本市において発生拡大が顕著なエリア、片丘ですとか、塩尻東地区ですとか、あるいは洗馬地区、こういった地区で、林業事業体で作成いたします森林経営計画の対象森林内のうち、標高 900 メートル未満のアカマツ林、こちらについて、積極的に樹種転換を進めてもらいたいというのが市の考え方です。

また、今、被害が南下しているような状況でありまして、例えば宗賀の尾沢ですとか、あるいは善知鳥峠の付近は、恐らく被害の最先端部に当たるかと思っております、こういった部分については、そこから先に行かないように、重点的に樹種転換を図っていくしかないと考えております。財源が、国、県の財源になりますけれども、当然要件がありまして、例えば事業規模は 0.1 ヘクタール以上でなければならないとか、そういった要件がありますので、そういったものを満たすアカマツ林を対象にして樹種転換を図りたい考えです。

○副委員長 今、所有者の同意という話があったのですがけれども、その所有者のところに行く前に、このエリアはアカマツに行きそうだから、そのところに行かないように緩衝帯を優先的に引こうという、そういうような計画で、まず所有者というよりは、その前に、今の話だと 900 メートル以下のところを全部対象にするというような話が具体的な条件で、今それしか出てこなくて。例えば洗馬とかに行くと、明らかにマツタケ林があるわけで、こここのところだけは絶対守りたいから、何をしても、緩衝帯を、回りを繕ってしまって、伐採した形で松林を残したいだとか、そういった具体的な松枯れ防止の樹種転換をするような、そういった取組というのは、今のところ、話に聞こえてこないのですが、どうなっているのでしょうか。

○農林課長 市が守るべき松林として、そういったマツタケが生えてくる山についてもエリア取りをいたしまして、重点的に行うというふうに決めれば、それは樹種転換可能なエリアになってくる可能性があるということですね。ただ現在、洗馬地区におけるマツタケ山での樹種転換は、沓沢湖の周辺で行ってはいえますけれども、まだ奥山のほうにマツタケ山があるというような話を聞いておりまして、そこを市で指定エリアにはまだしていないというような状況であります。現在のところ、地元の洗馬財産区を中心とする皆さんがドローンを盛んに飛ばして、早期発見、駆除に努めております。9 月補正で補正した予算を使って、補助事業で一生懸命取り組んでいるというような状況も垣間見られます。

行く行く、そういったエリアも、守るべき松林として樹種転換を進めなければいけないかもしれませんが、切ってしまうと、当然マツタケは生えなくなるわけでありまして、かといって、樹幹注入剤は、胸高直径 30 センチで 4 本必要になる。つまり 1 万円ぐらいくらいのコストがかかってくるというような状況で、市の補助事業も 2 分の 1 でありますけれども、地元の財産区の方にお聞きすると、樹幹注入剤はとてもやりきれないというお話も聞いております。ですので、単純にマツタケ山の松を切ってしまうというわけにもいかず、悩ましいところではあります。

○副委員長 分かりました。今、南信の先端エリアが善知鳥峠まで来ていまして、本当にマツタケと、御柱のアカマツと、この 2 つをどうやって守るかということを地域ぐるみで話し合わない、本当に遅れるものですから、そんな形のときに、また説明だとか、こういうやり方があるみたい、そんな講習会を含めた形で、相談に乗り

ながら、また、そういった講習会とか、そういった取組みたいなものはないのでしょうか。

○農林課長 松くい対策はいろいろありますので、またそれを選んで、ベストミックスで対応できればということで、地元の皆さんにもお力添えをいただきながら対応できるように、9月補正で補助事業を創設させていただき、拡充をさせていただきました。そういった事業も活用することを視野に、市でも説明会を開催し、あるいは、樹幹注入剤のメーカーなどもおまして、盛んに講習会などもやっているようですので、そういった方々の協力を得ながら、また検討させていただきたいと思います。

○副委員長 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、6款2項の林業費までの質疑を終了いたします。

○農林課長 すみません。1点、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。先ほど、鳥獣の看板の件でお尋ねがありました国道153号の看板につきましては、飯田国道事務所ではなく、松本建設事務所が所管する官庁になるようですので、訂正をさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 以上で、6款農林水産業費の質疑は終了いたしました。ここで、6款農林水産業費に関する自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、自由討論を終了したいと思います。

次に、7款商工費に入ります。7款1項1目商工総務費から2目商工振興費までの説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、予算書の228、229ページ、7款1項2目商工振興費の最初の白丸、地域企業経営革新プロジェクト推進事業は、予算説明資料の21ページも併せて御覧ください。4つ下の黒ボツ、商工業振興対策事業負担金975万円につきましては、市内中小企業において、不況時でも耐え得る経営基盤の強化、安定化を図ることを目的に、市内の中小企業が展示会へ出展する際の費用を補助する受発注支援事業や、市内企業の競争力向上のため、社内のデジタル化推進を目指す取組に対し費用の一部を補助する中小企業デジタル化促進事業などを、塩尻市振興公社や塩尻市商工会議所を通じて実施するものです。なお、中小企業デジタル化促進事業につきましては、これまで自社のホームページの作成やECサイトの新設など、販路拡大や生産性向上の分野におけるデジタルツールのみを対象としておりましたが、令和6年度からはキャッシュレス決済や経理、給与などのバックオフィス系ソフトなどのデジタルソフトにも対象を拡大し、市内企業のさらなるデジタル化を推進するものです。その下の黒ボツ、塩尻インキュベーションプラザ施設改修等負担金3,353万8,000円につきましては、築18年が経過しました施設の照明を蛍光灯からLEDに交換するほか、太陽光発電も設置し、ゼロカーボン実現を推進するものです。

その下の白丸、地域企業人材サポート事業の最初の黒ボツ、人的資本経営推進事業委託料500万円は、新たに人材不足を課題とする市内企業に対し、国が進める人的資本経営を取り入れつつ、企業の目指すべき方向を示す経営ビジョンや人材ビジョンなどの策定を伴走支援することにより、求職者から選ばれる魅力ある企業へと変革を促す取組を促進し、人手不足の解消を図るものです。この財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することを予定しています。その下の黒ボツ、人材確保支援事業負担金150万円は、全

国的に人材不足が顕著である状況の中、今年度、有料求人サイトを活用して人材確保に努める企業に対し、その掲載手数料の2分の1、上限15万円を補助する制度を創設し支援しております。令和6年度は、人材紹介手数料やオンラインで実施する合同説明会に係る経費など、対象内容を拡充し、さらなる市内企業の人材確保を支援してまいります。なお、こちらの財源につきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することを予定しています。

予算書230、231ページ、最初の白丸、中小企業融資あっせん事業は、市内企業の安定した経営を下支えし、地域経済の向上と雇用の確保をするための制度融資の事業です。なお、コロナ禍に創設しましたコロナ資金の返済に当たり、利用事業者の中には、長期化する物価高騰などにより返済資金の確保は厳しいとの声や、商工会議所からの緊急要望もあったことから、令和4年度に創設しました据置期間を最長2年間設ける経営安定資金のコロナ借換え分を令和6年度も再延長することとし、事業者支援に努めてまいります。

その下の白丸、企業立地促進事業の上から3つ目の黒ポツ、新産業団地適地選定調査業務委託料705万1,000円につきましては、新たな産業団地の確保が急務となっている状況を受け、今年度、市内外の企業に対し、アンケート、ヒアリング調査を実施し、需要を満たす候補地を複数選定しつつ、令和6年度の適地選定調査で法規制の整理、事業規模、概算工事費の算出、造成計画、開発手法の検討を行うことで、各候補地における可能性調査を実施し、早期の事業着手に向け検討を進めてまいります。

3つ下の白丸、商業地活性化事業は、予算説明資料21ページも御覧ください。また、ウイングロードの維持管理につきましては、新年度から所管が都市計画課から産業政策課に変わりますので、私から併せて説明させていただきます。1つ目の黒ポツ、ウイングロード管理業務委託料1,262万円は、平成22年に市が取得しましたウイングロードビルの維持管理につきまして、ビルの施設管理、店舗調整、集客プロモーションなどの管理運営を塩尻市振興公社に委託するものです。その下の黒ポツ、商店街空き店舗等活用事業負担金878万8,000円は、商業地域や近隣商業地域において、中小企業団体やまちづくり会社などが実施する空き店舗改修や改修後の賃借料に対する補助です。令和6年度は、これまでの中心市街地活性化チームの庁外チーム内での議論を踏まえ、商店街における新たなチャレンジを後押しするため、改修不要の空き店舗を利活用する際の補助上限月2万円、最大1年間の家賃補助制度を新たに設けるほか、改修が不可能な物件については解体補助金を新たに創設し、空き店舗の新陳代謝を促し、商店街の活性化に努めてまいります。その下の黒ポツ、企画提案事業負担金180万円は、商工団体などが企画提案し、団体が主体となって実行する事業に対し支援するもので、令和6年度は、庁外チーム会議の議論を踏まえ、新たなイベントの開催や店舗同士の連携による企画事業まで助成制度を拡充することで、塩尻駅周辺及び大門の商業地域の活性化に向けた支援を後押ししてまいります。

続きまして、予算書の232、233ページ、上から2つ目の白丸、事業者向けゼロカーボン推進事業は、予算説明資料の21ページを併せて御覧ください。この事業につきましては、2050年のゼロカーボン実現に向けた取組として、太陽光発電や自然環境に負荷の少ないエネルギーを活用し、かつ施設などのエネルギー消費量の効率化を図ることが重要であることから、令和6年度、新たに市内企業における再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー設備への更新に係る導入費用に対し補助する制度を設けるものです。なお、財源につきましては、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を充当することとしています。

その下の白丸、物価高騰対策中小企業等支援事業は、長期化する物価高騰や賃上げなどにより経営が厳しい事業者の雇用確保が図られるよう、事業者間で利用できるプレミアム付取引券事業を実施するものであり、今後の

実行委員会において詳細は決めてまいります。現時点では7月頃の販売開始を予定しております。なお、財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することを予定しております。私からの説明は以上となります。

○先端産業振興室長 続きまして、説明欄の白丸、シビックイノベーション推進事業について御説明します。説明資料24ページを併せて御覧ください。こちらの事業につきましては、塩尻振興公社が運営するシビックイノベーション拠点スナバにおいて、地域課題や社会課題を解決する持続可能な事業を創出するため、社会起業家の育成支援を行う事業となります。下から2つ目の黒丸、シビックイノベーション推進負担金につきましては、振興公社が地域おこし協力隊等との連携によって実施する起業家コミュニティの運営、支援プログラムの展開、インパクト投資を中核とした事業資金の支援等に対する負担金となります。本負担金につきましては、3つ目の黒丸、関係人口創出事業委託料と併せて地方創生推進タイプ交付金を活用し、補助率は2分の1となります。また、1つ目の黒丸、会計年度任用職員報酬、5つ目の黒丸、地域おこし協力隊員活動補助金については、地域おこし協力隊4人分の経費となりますけれども、特別交付税の対象となります。

続きまして、説明欄の白丸、塩尻型Ma a S構築事業について御説明します。説明資料25ページを併せて御覧ください。こちらにつきましては、塩尻市振興公社に対する事業負担金となりますが、大きく2つの要素がありまして、1つは自動運転サービスの実装に向けた実証実験、もう1つは、地域公共交通の利便性向上に向けたMa a Sアプリダッシュボードの構築となります。

まず、自動運転実証実験の内容につきましては、国が推進しております自動運転レベル4研究開発社会実装プロジェクト、通称R o A D t o t h e L 4と呼ばれていますが、そちらと連携をしまして、2025年の自動運転レベル4地域実装を目指して、ルート開発、技術実証、インフラ協調等の実証実験を行うとともに、レベル4認証取得や社会受容性向上、さらには継続的な運行に向けた事業性の確保等について、令和4年度に組成をしました塩尻自動運転コンソーシアムにおいて、産学官民一体となって取り組むものとなります。

次にもう1つの要素でありますMa a Sアプリダッシュボードの構築につきましては、現在、都市計画課で社会実装推進しておりますのーとを中核とした定時制路線バス、自動運転バス、鉄道等といったほかの交通モードとシームレスに組み合わせたMa a Sシステムを官民共創で開発、実証実装する事業となります。令和6年度におきましては、公共交通利用の利便性向上を図るMa a Sアプリを公開しまして、実際にユーザーの皆様に使っていただき、観光や小売り等の別領域と交通サービスの連携を図るためのリサーチ、研究開発、実証実験に取り組む予定となります。財源につきましては、地方創生推進タイプ交付金を活用し、補助率2分の1となります。

続きまして、最後の白丸、地域DX推進事業について御説明します。説明資料は25ページを併せて御覧ください。こちらは昨年6月にオープンをしました地域DXセンターc o r e塩尻において、地域の課題を地域で解決する地産地消の地域DXを推進し、新たなサービスやアプリケーション創出と他地域への波及効果を図る事業となります。今年度、引き続きまして、同施設のパーパスであります、まちに変革を起こし続ける場所に共感、共創していただくパートナーとして、地域住民、民間企業、教育機関、研究機関、国自治体の巻き込みと、それらパートナーに加えてKADO、スナバ、あと市の担当課等と連携をして、地域の課題を解決する新たなサービスの創出に取り組むものとなります。令和6年度、重点的に取り組む領域としましては、先ほどの交通領域に加えまして、リテール、いわゆる小売り、買い物、医療、ヘルスケア、教育等を今想定しております。なお、こちらの財源につきましても、地方創生推進タイプ交付金を活用し、補助率2分の1となります。説明は以上となります。

す。

○委員長 それでは、ここまでの質疑を行います。

○石井勉委員 お願いいたします。資料233ページ、地域DX推進事業についてお聞きいたします。御説明の中でcore塩尻を拠点にということで、説明資料を拝見いたしますと、予算が320万円ほど、前年比で減額になっているかと。これは、先ほどテレワークのところでもお話がありましたが、次の段階へ進んできているのかというふうに理解するところでもあります。core塩尻を拠点にした地域DXを次の段階に進めていくということで期待も大きいわけですが、やはりあの場所に存在するものとして、中心市街地の活性化、あるいはウイングロードの話もさっきありましたが、商業地の活性化という見方に対しても期待をするわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○先端産業振興室長 まず、1つ目にお話がありました自立化に向けてですが、こちらはお見込みのとおりです。こちらにつきましても、基本的には、そのパートナー企業に入っていた使用料の収入をもって、あそこの自立化を目指していきたいと考えております。ただ、まだ初期投資の期間ですので、来年度は手厚く支援をしながら自立化を目指していくものとなります。

2つ目のにぎわい創出につきましても、開設以降、ビルを中核とした中心市街地のにぎわい創出のためにいろいろな事業を行ってまいりました。具体的な例を申し上げますと、eスポーツを使ったイベント、交通領域、例えばのるーとの説明も含めたMa a Sもあそこでイベントを開催し、市民参加型の、住民参加型のイベントを行っております。主な、あそこに来ている層としましては、通常のオープン時においては学生、特に高校生、中学生が非常に多くまいっております。もともとえんぱーくに来られた方があちらに来られているのと、あと、比較的シニアの方も多く来られていて、あそこでいろいろな打合せだったりをして、あとは、例えばスマホの使い方はKADOに習ったり、そんなことをしております。

あと、特徴的な例としましては、eスポーツを使った地域活性化を今図っております、具体的に申し上げると、長寿課で、eスポーツを使ったフレイル対策の講座を行っております。あそこに来られた高齢者の皆さんが、あそこにもともと来ていた都市大塩尻のeスポーツ部の学生さんと交流をして、自発的に来られて、あそこで体験をしている、そんな事例も生まれております。

あと、これは今の時期だからかもしれませんが、非常に視察を多く受け入れている状態です。少なくとも週に二、三回程度、core塩尻に来られているのですけれども、そんな皆さんも一つのにぎわい創出に寄与しているのではないかと考えている次第です。

○石井勉委員 ありがとうございます。居場所づくりという観点でお聞きしたいのですが、御答弁ありましたように、非常に多くの幅広い方が交流されているという、大きな効果だと思います。えんぱーくが長期間休業するということで、居場所づくり、近い距離にあるウイングロードの建物にも期待をするところなのですが、えんぱーくに関しては、限定的な期間だと思うのですが、居場所づくりという観点でお考えがありましたらお聞かせください。

○先端産業振興室長 今御質問ありました、えんぱーくの改修工事に伴う閉館期間において、core塩尻をどう使うかなのですけれども、今、実際に協議を始めておまして、基本的にはcore塩尻の手前側のスペース、いわゆる共創スペースと呼んでいる場所をえんぱーくを使っていた方にも開放して、例えば勉強だとか、いろいろなミーティングに使っていただこうと考えております。ただ、それだけではなくて、せっかくの機会ですので、

c o r e 塩尻に来ていただいた皆様がああの施設で買い物をするということもあるのですけれども、我々が取り組んでいるDX、特に交通、先ほど申し上げた新たに取り組む3領域について直接意見を言っていたりだとか、ワークショップを開催して、それが新しいc o r e 塩尻の居場所につながっていくような取組をしたいと考えております。

○石井勉委員 ありがとうございます。実際に御来場いただいて、こういう場所だというふうに理解していただくのは非常に有効だと思いますし、また、先ほどお話がありました塩尻型M a a S構築事業ですけれども、これも先日の定例会で質問を中に入れさせていただきましたが、まちの皆さんの理解がないと成り立たない事業なわけです。安全面しかり。ですので、こういった機会を利用して、デジタル化、DX化は、こうやって進んでいくもの、成り立っていくものだということをぜひ呼びかける機会にしていいただければと思います。

○委員長 よろしいですか。

○石井勉委員 ありがとうございました。

○委員長 ほかにありますか。

○平間正治委員 231 ページ、下から2つ目の丸、商業地活性化事業で、これについては本会議でも少し触れたのですが、時間がなくて2回目以降でできなかったのですが、全体を捉えた中心市街地の活性化については都市計画課で改めて計画づくりをしていくということで、特にこの大門商店街について、そのときの御答弁では、活性化チームでいろいろ検討をしているようですし、あるいはイベントとか販促活動に対して補助をしていくというようなことなのですが、まず、それぞれがそれぞれのことをやっているのではなくて、一つきちんと、この大門商店街をどうしていくかというビジョンをしっかりとつくって、皆さんが共通した認識の中で、それぞれの役割に応じて何をやっていくのか。これを明確にしていかないと、相当厳しい状態にあると思うのです。これもそのビジョンとして、ビジョンの中に描くのどこまで、どういう商店街にしたいのかというのはピンからキリまでになってくると思うのですが、ただ、やはり共通した認識というのは必要になると思うので、ビジョンづくりをぜひされたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○産業振興事業部長 中心市街地活性化プロジェクトチームに関することですので、私から答弁させていただきます。まさに平間委員おっしゃるとおり、いろいろなプレイヤー、それから登場人物がいますので、まさにビジョン、ミッション、バリューというところが必要であることは認識しております。実はプロジェクトチームの中で、今年度、半分ぐらいはそこのところで、どういうまちを目指していくのかというものを、たたき台をつくっております。それで、新年度におきましては、都市計画課のほうの予算に上がっていますが、エリアマネジメント促進事業の中で基本計画の委託料を盛ってありまして、ハードとソフト、両方併せた形、将来どんなまちを目指していくかというものをやっています。当然ソフトの部分には、このプロジェクトチームのものを反映した形で、最終的にどういう形になるかというのは、また議会にも御相談をさせていただく中で、しっかりとしたもの明示していきたいと考えています。

○平間正治委員 似たようなものを2つつくる必要はないので、中心市街地活性化の基本の中のソフト、基本計画の中のソフト部分にそれが入ってくるといえば、それはそれで結構だと思います。ぜひ、しっかり検討していただいて、商店街の皆さんもそうですし、大門の住民あるいは市内の方もそうですし、有識者も交えて、これは基本的にしっかり取り組まないと、いつも最後の最後だと言っていますけれども、本当に最後のチャンスだと思うのです。ぜひ、しっかり取り組んでいただきますように要望をしておきますと同時に、百瀬委員からの質問の

中でもあったのですが、人材の育成。私たちも過去に商工係長をさせていただいていたことがあるのですが、きちんとリーダーシップを取れる方がいて、振興組合とか、そういうところも一緒になって、非常に活発だったということも経験しておりますので、そういう意味では、人材育成にも力をぜひ入れていただきますようお願いしたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 233 ページです。塩尻型Ma a Sの構築事業ですけれど、自動運転の試乗に乗ってみて、自動運転、現時点でレベル2ですか。運転手の不足に対してというところは本当にほど遠いです。運転手は、むしろ、ずっとハンドルのところで手を構えていなければいけないという、運転手にとっても負担のかかるような状態。レベル4を2025年までに目指すとおっしゃいましたが、現在、実現しているのは永平寺町だけです。永平寺町の場合には、道路の中に閉鎖的な空間を造って、そこに誘導する線を地面の下に埋め込んでというインフラ整備を行って、今実現していると。これを2025年までにやるためには、3,800万円以上のお金が、多分これに投資されると思うのですが、どういう見通しになっているのか、御説明いただきたいと思います。

○先端産業振興室長 委員御指摘のとおりです。ちょうど今、塩尻市で行っているのはレベル2です。実際、レベル4の運行をするためには、国土交通省も含めた公安委員会にも入ってくるのですけれども、レベル4の認証取得を取らなければなりません。それを来年度以降、チャレンジをしてまいります。

今御指摘があったとおり、日本国内で、今レベル4の認定を取っているのは永平寺町だけです。ただ、あそこは地面にビーコンを埋め込んでいて、かつ閉鎖空間でやられている環境だと。塩尻市は、公道空間において、KADOで作成をした3次元地図をベースとしたレベル4の走行を目指しております。これは、国内でも最先端を走っている状況にあります。

ただ、一方で運転手不足だったり、コスト面に関してまだまだ課題が多いのは実際のところなんです。特に、今の実証段階においては、国の支援がない状態で、自治体独自でこの自動運転実証実験を行うわけではありません。そのためには国交省とも協議しておりまして、また、これは別の議論になってしまうと思うのですが、来年度におきましても、国土交通省の自動運転実証調査事業、また公募される予定でありますので、そちらに提案をして、10分の10の採択を受けたいと考えております。あと、国土交通省では、まだ少なくとも2025年度のRoad to the L4の間は、国が手厚く支援をするという話も聞いておりますので、その国の支援を最大限に活用して、自動運転レベル4の実装をいち早く、この地域で達成したいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 DXセンターの関係になりますけれども、室長から視察のお話も出ましたが、私も様々な議員を通じて問合せが多いのですが、今は有料で視察を受けていらっしゃるということで、かなり高額な視察料だと聞いているのですが、その辺と、そこまでしても視察に来たいというところはまだまだたくさんあるのか、その辺教えてください。

○先端産業振興室長 視察につきましては、今我々が把握している、まず視察の人数ですが、6月のオープン以来2月までの間で1,200人超の方があちらに視察で来られております。視察の件数も全部で189件ということで、非常に多くいただいております。そちらに、我々の、特に人的コストが取られている状況ですので、その負担をなるべく軽くするという意味と、あとは、そこで新たに稼ぐ手段もつくれないかということで有料化しております。ただ一方で、我々がパートナーとして、これから組んでいきたい企業、自治体に関しては、全て有料化

をしてしまうと、そのチャンスを阻害することになるので、そこを見極めながら、基本的には有料ベースとしながら、言い方が難しいのですが、先方の組む角度を見ながら、今減免をしたりする状況です。なお、c o r e 塩尻につきましては、現在、まだ無料で受けておりまして、有料なのはKADOとスナバ。特に、視察の要望が多いところについて、今、1回当たり6万円という形で視察を有料化しています。

○中村努委員 ありがとうございます。非常に、注目が高いところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、この地域DXによって私たちの身の回りの生活がどうなるかということが、なかなか地域の中に入って説明してもよく分からないという、話が合わないような、そういう場面がよくあって、できれば、大分進めていく方向性も見えてきたので、公民館だとか、子ども会だとか区長会、興味があるかどうか分からないですが、そういった方々が体験講座のようなものができる、また、eスポーツを体験できるような、そういった体制というのは取れますでしょうか。

○先端産業振興室長 委員御指摘のとおり、我々と企業だけでやっても、なかなか実装には至らないので、住民の方の巻き込みが非常に大事だと感じております。先ほど御説明しましたMa a Sアプリ、こちらは来年度早期に公開をして、使っていただくということ、体験をしていただくのもそうなのですが、最先端の技術に触れていただく機会として、委員御指摘をいただきましたeスポーツは非常に、いわゆる取っつきやすい領域です。

つい先日、市内ではないのですが、松本の今井地区の皆さんがeスポーツを体験したいということで、こちらに来られました。あと、市内で活動されているNPOジョイフルも、あちらに対象者の方を連れてこられて、eスポーツをきっかけに、DXだったり、先ほどの自動運転を体験していただくことをやっています。

こちらについては非常に有効な切り口だと考えていますので、まずは、住民の皆さんが取っつきやすいイベントを開催しながら、最先端の技術に関心を示していただく体験を提供していきたいと思っています。なお、今月から、地元にあるセイコーエプソンと連携をしまして、エプソンのプリンターだったり、技術を使った体験会、あと、エプソンが開発されたカードゲームを使ったイベント等も開催をしてみたいと考えておりますので、地元企業との連携も通じて、地域住民の巻き込みを図っていきたいと考えております。

○中村努委員 よろしくお願ひします。やはり地域の活動ということになると、平日は難しいです。土日やっていかないと。計画がしにくいというところがありますが、この土日の対応について、どのようにお考えでしょうか。

○先端産業振興室長 御指摘のとおりだと考えております。どうしても平日は、地域の方、特に仕事されている方はお子さんを連れてくるのが難しいということがありますので、今月開催するイベントも、基本的に土日に開催しようと考えています。あと、自動運転の一般試乗も併せて、土日開催を非常に多く機会をつくっていきたいと考えておりますが、実行する振興公社における、いわゆるウェルビーイング、従業員の皆さんとの働き方も関わってきますので、無理のない範囲で土日に開催していきたいという、そういう形で進めてまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、ここまでの質疑を終了いたします。

続いて、7款1項3目木曽漆器振興費から5目観光費までの説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、3目木曽漆器振興費、白丸、木曽漆器振興事業ですが、予算説明資料の22ページ

も併せて御覧ください。最初の黒ボツ、会計年度任用職員報酬と下から2つ目の黒ボツ、地域おこし協力隊員採用支援業務委託料及び、234、235 ページ、下から3つ目の黒ボツ、地域おこし協力隊員活動補助金 400 万円の合計 831 万 4,000 円につきましては、産地の後継者不足の課題解決のため、今年度から活用している地域おこし協力隊制度を継続するとともに、令和6年度は、現在、メンバーのほとんどが 60 歳以上で、40 代の若手職人が 1 人しかいないという文化財修復職人を新たに協力隊として採用する予定であり、継続的な木曾漆器の製造技術などの保存、伝承及び後継者育成につなげていくものです。なお、今後の予定につきましては、5 月の連休明けに公募を行い、面接等を経て、7 月頃に採用したいと考えております。続きまして、一番上の黒ボツ、地場産センター設備工事 268 万 4,000 円は、財団及び漆器組合の事務室、野菜販売コーナーに空調設備が設置されておらず、夏場の適切な職場環境を提供する必要があるため、新たにエアコンを設置するものです。説明は以上です。

○観光課長 続きまして、4 目地域ブランド推進事業費、予算額 7,357 万 9,000 円のうち説明欄 2 つ目の白丸、地域産品ブランド化事業、予算額 956 万 3,000 円ですが、上から 2 つ目の黒ボツ、ワインブランド推進事業負担金 150 万円は、塩尻ワイナリーフェスタへの負担金です。次の黒ボツ、地域ブランド推進活動負担金 717 万円は、地域ブランド推進活動協議会へ負担金を支出し、地域ブランド産品のプロモーションを効果的に推進するため、特産品の市内外へのプロモーションや首都圏及び中京圏で塩尻ワインの質の高さをアピールするため、消費者に影響力のあるハイクラスな飲食店などでプロモーションを行ったり、継続して実施している特産品のトップセールス、ワインセミナーなどの費用です。

次に、一番下の白丸、シティプロモーション事業 260 万円ですが、ラジオを活用して市民参加型の事業を実施し、本市の魅力に触れることで、ふるさと塩尻に対する愛着や誇りの醸成を図るものです。なお、この事業につきましては、令和6年度から観光課の所管になります。これまでは秘書広報課の所管の事業です。

続きまして、その下、5 目観光費、予算額 9,925 万 6,000 円のうち、236、237 ページ、1 つ目の白丸、観光振興事業、予算額 6,018 万 7,000 円ですが、下から 3 つ目の黒ボツ、観光協会運営補助金 5,472 万 6,000 円は、一般社団法人塩尻市観光協会への補助金で、塩尻駅前や奈良井宿内、奈良井駅での案内所及び売店の管理運営経費、事務局職員人件費、自主事業経費などが主なものです。続きまして、2 つ下の黒ボツ、重伝建バス運行事業負担金 289 万 6,000 円は、奈良井宿と木曾平沢の連続する重伝建地区をより効果的に観光資源として生かしていくとともに、漆器産業の継承、発展を含めた、地域活性化に寄与するために周遊運行するボンネットバスの運行経費です。

その下の白丸、観光施設整備事業、予算額 2,430 万 4,000 円のうち、238、239 ページ、上から 7 つ目の黒ボツ、清掃委託料 474 万 7,000 円は、観光施設、観光課所管のトイレの清掃委託料です。その 2 つ下の黒ボツ、みどり湖釣り場・周辺管理委託料 412 万 8,000 円は、有料観光施設であるみどり湖、田川浦湖でのヘラブナ釣り料金の徴収、みどり湖花公園周辺管理等をシルバー人材センターへ委託するものです。

下の白丸、広域観光推進事業、予算額 920 万 7,000 円のうち 3 つ目の黒ボツ、信州まつもと空港利用促進負担金として 514 万円、その下の黒ボツ、木曾観光連盟負担金 225 万 1,000 円は、塩尻市から中津川までの 2 市 3 町 3 村の木曾が一体となり、誘客促進を図るための広域団体への負担金となります。7 款商工費については以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、5 目観光費までの質疑を行います。

なお、委員長から申し上げます。この際、本日の会議時間は微妙ですが、議事の都合により、あらかじめ延長

をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

引き続き、質疑を行います。どうぞ。

○小松勝子委員 予算説明資料の 22 ページの木曾漆器振興事業のところですが、こちらのところに地場産センターの経営支援とか、あと、漆器協同組合団体への活動支援とあるのですが、こちらは、具体的にはどのようなことをされているのでしょうか。

○産業政策課長 実際、地場産センターにおきましては、施設を管理していただいておりますので、そちらへの、例えば指定管理料の支払いであったり、あと、地場産センターが独自に公益事業、例えば体験をやったりですとか、漆器をPRする活動も産地で行っておりますので、そちらの運営補助金等を出して支援をしております。また、個々の、それぞれ予算等はありませんが、市の職員が赴いて、それぞれ財団が行う活動等にも、人的にも支援をしているという状況です。また、漆器組合におきましても、活動支援金ということで組合運営補助金を、予算書でいきますと 235 ページの上から 6 番目の黒ボツになります木曾漆器振興対策事業負担金 570 万円があります。組合などの運営補助金等も、財政的にも支払う中でそれぞれ支援していると。あと、それぞれ産地で行っております、例えばイベント、漆器祭、宿場祭等も、市も事務局を兼ねる中で人的支援を引き続き行っていると、このような状況です。

○小松勝子委員 ありがとうございます。こちらで、若手で職人として働く方とお会いする機会もあったのですが、伝統のものを守りながらも、この新しいものづくりにすごく挑戦されている姿で、頑張っている姿を見させていただいたのですが、こういった方たちがこれからも、現状、大変なものもあるかと思うのですが、情熱を持ってこれからも働いてお仕事ができるように、しっかり支援を取り入れていただきたいということを感じています。

それから、あともう 1 点なのですが、くらしの工芸館なのですが、こちらに、塩尻のブランドといわれる漆器のものとか、あとワインとか、また野菜もあって、私も好きでよく行かせていただくのですが、場所と、あと、一歩中に入ったときに中庭ですか、あとシアターとかあって、あそこが、この季節に合わせた、それぞれのよさがすごくあると思うのですが、そういった場所は何か有効的に活用されているのでしょうか。

○産業政策課長 例えば中庭につきましては、毎年ゴールデンウィークですとか夏のお盆休み等、集客が特に多いような時期におきましては、キッチンカーですとか、例えば、昨年であると、バスケットの体験、地元キッズダンスグループの発表会なども行う中で、憩いの場といいますか、集客を兼ねて、そういったにぎわいの創出に努めているという状況です。また、今後につきましては、地場産センターの一部、業務等で連携しているコンサルタント会社があります。例えば、そういったところの協力を得ながら、さらなるにぎわいの創出に努めていきたいと考えております。

○小松勝子委員 ありがとうございます。私のいる東地域では、地区センターの駐車場で蛍祭りとか音楽祭をやっているのですが、そういう何もない駐車場ではなく、あのようなすばらしいところで音楽祭みたいな、演奏会みたいなものとか、向こうに蛍がいるかどうか分からないのですが、そういったもので大いに活用して、すばらしいものをぜひ、これからもPRをしていただきながら、また地元だけではなく、ほかの地域の方からも利用していただけるような、何かそのような取組で、しっかりと情報発信をしながら取り組んでいただ

たらと思いますが、いかがでしょうか。

○産業政策課長 委員おっしゃるとおり、確かに恵まれた施設等、あと環境もありますので、財団と連携しながら、漆器PR、あと地場産品のPRに努めてまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○小松勝子委員 同じ説明資料の24ページのところの観光振興事業のところなのですが、こちらにも民間企業との知見を生かしてとあるのですが、この民間企業というのは具体的にどういったところなのか教えていただけたらと思います。

○観光課長 まず、これは、本年度まで地域活性化企業人としてJTBの社員が観光協会に入っていまして、その中でガイドの育成ですとか、あと着地型の旅行商品の開発についてアドバイスを受けております。あとは民間事業者の中で、観光庁の補助金を活用して、いろいろ付加価値、高付加価値事業ですとか、そういったものを取り入れておりますので、そういうところと連携をして、地域の活性化、地域振興につなげていきたいという、そういうところですよ。

○小松勝子委員 ありがとうございます。様々な観光名所も含めて、観光のものを様々、本当にいいものが塩尻にたくさんあると思います。でも、昨日、私自身が知り合いから、塩尻はいっぱいあるね、でも、みんなよそに持ってかれていくという、そんな言葉を頂いて、もう少しPRできるものはあるのではないのかというアドバイスを頂いたのですが、今あるいいものをぜひ多くの方に知っていただけるような、いい情報発信を、ぜひ取り組んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 質問はよろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 235ページ、地域おこし協力隊の活動の補助金400万円という、この内訳はどのようなものに使われるのでしょうか。

○産業政策課長 活動補助金につきましては、今年度1名で、新年度1名のそれぞれ200万円ずつ活動補助金がつく予定になっております。この中で、例えば住宅を借りる家賃であったり、交通の手段である車のリースであったり、そのほか、それぞれ産地内で、そのほか、例えば自分で必要な道具等の購入、そういった諸々が入っているような状況です。

○小澤彰一委員 地域おこし協力隊、これは国から報酬として何か出ていますよね。これは幾らぐらいあるのですか。

○産業政策課長 国から、ここに係る経費が特別交付税で10分の10戻ってくる形になっています。1人当たりの報酬につきましては、市の要綱にのっとりまして、月16万5,800円を上限に、その月数分になる計算になっています。

○小澤彰一委員 16万円で生活費をやって、ほかに1人当たり200万円の活動費が出るということで、非常に助かると思いますか、伝統工芸などを保存していくためには非常にありがたい制度だと私は思うのですが、何せ上限3年間しかない。伝統工芸である漆器産業については10年以上、これは間屋制家内工業ですから、いろいろな仕事を分担しながら、だんだん仕事を覚えてくというので、伝統工芸士の方に言わせると、10年では足りないと、20年、30年かかる、そういう技術なのだというように聞いているわけですが、地域おこし協力隊が将来、伝統工芸を担っていくための途中の橋渡しというのですか、途中の養成期間というのは、どういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○産業政策課長 確かに、一人前といいますか、独立して作業を行うまでの職人になるまでには、10年以上かかると言われております。その間につきましては、やはり地元での協力等は不可欠であろうかと思っています。現在も、漆器組合と連携を取って、地域おこし協力隊の受け皿となる、例えば職人であったり、仕事、あと就職先につきましても協力を求めている、産地内でも、そういった協力体制で行っていきたいという言葉頂いております。

○小澤彰一委員 233 ページのところには、地域おこし協力隊の採用の支援事業の委託料として 50 万円が計上されています。多分 1 人か 2 人を養成するのに 50 万円という金額が使われるのでしょうかけれども、これではとても足りない。今、何かいろいろ地域の協力とありましたけれども、製品が売れて幾らの世界ですから、売れない製品を幾ら作っても、その人の収入にはならないのです。ですから、それまでの間、一人前になれるまでの間、どこかにつないでいかなければならない。だから、ほとんど小遣い銭だけの徒弟制度みたいな制度が昔あったわけ。そういう中で漆器伝統産業を維持されてきたわけだけれども、そういうところを 50 万円と言わずに、地域おこしの方の活動費と同じぐらいのものをやはりつくっていくべきではないかと。ぜひ今後、御検討いただきたいと思います。要望です。

○産業政策課長 233 ページの下から 2 つ目の黒ボツの 50 万円につきましては、新年度に 1 人、公募をかけます。そちらの公募をかけるためのウェブメディアを使ったところに対する求人広告の委託料になっています。

○委員長 いいですか。

○小澤彰一委員 結構です。

○委員長 ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 239 ページのいこいの森公園管理料のことでお聞きしたいのですが、これは鉾研工業で多分管理していると思うのですが、あそこの公園のトイレも、この管理の委託料の中に含まれているわけでしょうか。

○観光課長 いこいの森公園全体の部分について委託をしております。公園の除草ですとか、あとは、先日も雪で樹木、倒木したもの、枝が折れたのもあるのですが、そういったものの片づけですとか、そういったものをお願いしています。

○赤羽誠治委員 トイレのことなのですが、冬の期間は多分閉鎖されていると思うのですが、開いているときに使ったときに、便器から始まって手洗いのところ、青カビなのか黒カビなのか、よく分からないけれども、すごい状態だったのです。あの状態だと、使うという気になれないというか、便器とか、そういうところも汚れているので、その辺のところ、もう少しきれいにしてもらえればという、そんな話がありましたので、またシーズンが始まりますので、見ていただいて、きれいにしてもらえればと思います。要望でいいです。

○委員長 要望でいいですか。ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないということで、以上で 7 款商工費全部の質疑は終了いたします。

ここで、7 款商工費に関する自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なしということで、自由討論を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました審査は全て終了いたしました。明日 12 日ですが、8 款土木費から再開をしたいと思います。御了承をお願いいたします。

以上で、本日の予算決算常任委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 5 時 07 分 閉会

令和 6 年 3 月 11 日（月）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印